

ジェレミー・ベンサム：その知的世界への再アプローチ

—フィリップ・スコフィールド『功利とデモクラシー』（2006年）をめぐって—

深貝保則・高島和哉・川名雄一郎・小畑俊太郎・板井広明

I ジェレミー・ベンサム、その思想来歴と波及¹⁾

1

ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) —。モンテスキュー『法の精神』の刊行の年に生まれブリテンの議会改革の年に没したこの人物は、その生没年に相応しく、統治のあり方をめぐって現代に至るまである程度の影響力を及ぼすほどの思想を提示した。快苦の原理を軸にした功利主義の論理的枠組みを打ち出し、それに基づいて法典編纂の作業を飽くことなく積み重ねるとともに、いわゆる「哲学的急進派」(philosophic radicals) のグループを回路に 19 世紀前半ブリテンの社会改革に影響力を及ぼしたその来歴からは、よかれ悪しかれ首尾一貫した、揺るぎなき言説の持ち主と思われがちである。その著作活動はしかし、順調に成功を取め続けた訳では必ずしもなく、むしろ少なくとも外見上は紆余曲折を辿ったものであった。

大学における学生生活を概して 10 代半ば以降の年代に過ごすことが多い 18 世紀中葉のイングランドにあっても早熟に、1760 年に 12 歳 3 ヶ月でオックスフォードのクイーンズ・コレッジに入学したベンサムは、入学に際して求められる宣誓をあまりにも若いとの理由で免除された。むろん卒業前までにはこの宣誓を求められることになるのだが、それに先立ってメソディストの学生が非国教を理由に退学を迫られるという事件を契機に、ベンサムはこの宣誓に対して著しく懐疑的になった。もとはといえば国教会 (アングリカン) の洗礼を受けたベンサムではあった²⁾。しかし、この事件に際して友人たちとイングランド国教会の 39 箇条を検討

し、これに納得することができなかつたのである。この体験は、のちの『宣誓すべきではない』(Swear Not at All, 1817) や『イングランド国教会主義とそのカテキズムの検討』(Church of Englandism and its Catechism Examined, 1818) に典型的なアングリカン教義に対する批判的考察の起点ともなった。

事務弁護士とともに公証人組合書記を兼ねていた父ジェレマイア (Jeremiah Bentham, 1712-1792) はかねてより、息子ジェレミーを大法官となるように育てあげたいと期待をかけた。そこでベンサムは法律家となるべく、オックスフォードの卒業に先立つ 1763 年からは当時 4 つあった法学院のひとつであるリンカーンズ・インに身をおいた。しかし彼は弁護士としての活動の最初の経験をほとんどおごなりに済ませ、法律家としての道を断念する。長き歴史の累積のなかで形成された法を与件とし、その解釈と運用の一端を担う仕事のかわりに、やがてベンサムが志したのは法の枠組みそのものを提供することであった。ベンサムは 1763 年末から、オックスフォードにおけるウィリアム・ブラックストンの講義を聴講し、64 年、65 年にも聴講を続けた。このブラックストンの議論はベンサムから見ると、単にさまざまな判断の累積のなかに法の基準を求める精彩なきものと見えた。そこでベンサムは、論理的枠組みに支えられ明文化された法の創出を自らの

1) 小論は執筆者相互の討論を踏まえて I を深貝、II を高島、III を川名、IV を小畑、V を板井が執筆し、高島のサポートのもとで深貝が調整を施した。

2) ジェレミー・ベンサムは 1748 年 2 月にロンドンに生まれ、オールドゲイトのセント・ボトルフ教会で洗礼を受けた。

課題とする。ブラックストーンはその講義を『イングランド法注釈』という4巻本の書物として刊行したのだが、ベンサムはこれを承けて、批判的に検討する注釈を書きためる。1775年までに書かれたその原稿は、のちに20世紀になって刊行された。³⁾

1776年に公刊された初めての著作『統治論断片』(*A Fragment on Government*)は匿名による刊行が功を奏して、のちにベンサム自身がその第2版向けに用意した序文で振り返ったように、とくに著者割り出しをめぐってある程度の関心を集めた。⁴⁾しかし、著者が無名の青年だと判明するとその反響は急速に冷え込んだ。著作家としてのデビューの挫折を体験して一旦は失意のうちに過ごしたベンサムではあったが、シェルバーン卿からの誘いにより転機が訪れた。1781年夏にバウッドにあるその邸宅で過ごすこととなったことが、ベンサムがイングランドの統治に関わる多くの知識人・政治家と知己を得る機会を提供したのである。⁵⁾『道徳および立法の諸原理序説』(*An Introduction to the*

3) William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* (4 vols., 1764-1769). Jeremy Bentham, *A Comment on the Commentaries: a criticism of William Blackstone's Commentaries on the Laws of England*, ed. Charles Warren Everett (Oxford: Clarendon Press, 1928). ブラックストーンの著作、および20世紀になってから刊行されたベンサムの著作のそれぞれに対しては、しばしば『英法釈義』および『釈義評注』(または、『注釈の評注』)との日本語タイトルが充てられる。

4) Preface intended for the second edition of *A Fragment on Government*, in eds. J.H. Burns and H.L.A. Hart, *A Comment on the Commentaries and A Fragment on Government: The Collected Works of Jeremy Bentham* (London: University of London, The Athlone Press, 1977), 504f. この著作集序文で紹介されているように (xxxii-xxxiii)、『統治論断片』の第2版向けの序文は1822年夏に書かれたものの1823年刊行の第2版には収録されることなく、1838年のバウリング版著作集の第1巻により初めて公刊された。

5) 『統治論断片』刊行からバウッド滞在に至る一連の経緯について、土屋恵一郎『ベンサムという男』(青土社、1993年)はベンサムの心理状態にも踏み込んで描き出している。

Principles of Morals and Legislation) の原稿は既に書かれ、1780年時点で印刷も了えたものの製本・出版に進むことなく置かれていたのだが、とくにほかならぬシェルバーン卿がこの『序説』に関心を寄せた。のちの首相ウィリアム・ピット(いわゆる小ピット)と知り合ったのもこの機会であった。さらに、スイス人のエティエンヌ・デュモンともシェルバーンのもとで会ったが、この人物はやがて、ベンサムの草稿をフランス語化して普及する役割を果たすこととなる。

兄弟のうちただひとり成人した弟サミュエル(Samuel Bentham, 1757-1831)は造船の技術を学んで、エカテリーナ皇帝のロシア政府のもとで勤務していた。そもそもジェレミーがシェルバーン卿と接点を持った最初のきっかけは、卿がこの弟サミュエルのロシア行きへの橋渡し役を担ったことにあった。そのサミュエルをクリチヨフに訪ねた1786年からのロシア滞在は、2つの成果をジェレミーにもたらした。『高利の擁護』(*Defence of Usury*, 1787)とパノプティコンの構想とである。まず前者はアダム・スミス宛の形で書かれた13通の書簡からなり、利子の上限を法律で取り締まることの不適切さを告発したものである。一種の公開討論の心積りで1787年に刊行されたこの書物はスミスのもとにも届けられたが、肝心の晩年のスミスは内容上の反応をする余力がなく、代わりに『国富論』の改訂版をベンサムに贈った。いまひとつのパノプティコンは、刑務所改革のプランである。ダニエル・デフォーの小説『モル・フランダース』が描いたように、18世紀半ばまでのイングランドにとってはアメリカ大陸東岸のニュー・イングランドが犯罪人の流刑地の機能をも果たしていた。しかしアメリカの独立によって、犯罪人の更生を図るうえでの代替機能をアイルランドに委ねる必要があるとの議論が浮上するなかで、パノプティコンのアイデアが世に出るチャンスを得た。1791年に『パノプティコン』が刊行されるにあたって最初の出版地がダブリンであったのには、この経緯がはずかっている。

時の首相ウィリアム・ピットもこのプランに関心を示すなかで、ベンサムは法案作成の下作業を行ない、建設資金の提供も申し出た。しかしロンドンにおける建設予定地たるべき場所の地権者である貴族の非協力に直面し、さらには対仏干渉からナポレオン戦争に至る一連の経緯のもと、パノプティコンの構想は1813年に至るまで棚ざらしとなって挫折した。⁶⁾ パノプティコンを整備する計画が頓挫するうちに、1810年代以降はオーストラリアがブリテンの流刑地としての機能を担うことになる。1830年前後になるとオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ経営を改革することが、組織的植民論の登場と連動して政治的論争テーマのひとつに浮上した。ウェイクフィールド、ホートン、トレンズらによって議論が展開され、晩年のベンサムもこの問題に発言を行なう。

さて、遡ることになるが、1780年に印刷了えた『道徳および立法の諸原理序説』は、その時点での刊行は差し控えられた。1782年6月にアシュバートン卿（庶民院議員のダニング）宛の手紙で書き送ったように、ベンサムは人間性把握と法の目的とを繋ぐ基礎原理としての『序説』と立法の基本骨格を示す『立法の原理』との関連づけを深めつつ、『序説』をすくなくとも「間接立法」に関する考察と併せて刊行しようと考えたのである。⁷⁾ しかし、後者がさして進捗しないうちに刊行されたウィリアム・ベイリーの『道徳および政治哲学の諸原理』（1785）は、神の摂理のもとでの人間の幸福の実現を快苦と関連づけて説明しており、神の論理の有無を別とすればベンサムの『序説』と類似な要素を持っていた。ちなみにちょうどその年に勃発したフランス革命（1789年）は、伝統的な政治的秩序に対して権利もしくは人権を軸とした代替案を打ち出す点で、功利、幸福を軸に社会存立の基盤を説明するベンサムの『序説』とは異なる方向にあった。おそらく、自らの独創がいささか損われかねない状況に追い立てられるかのように、ベンサムは『序説』を1789年になって初めて刊行した。

ベンサムは『序説』以降、その具体化としての法典編纂をはじめとする膨大な著作を書き進めた。一旦は下院議員になることを試みたものの不首尾におわり、その後は執筆に主たるエネルギーを注ぎ続けた。もともとベンサムは、自らの功利主義的な枠組みに沿う「よき統治」の意味を既存の政治の担い手たちが理解し、その推進者の役割を果たすことを期待したようである。1771年のシェルバーン卿の邸宅における出会いを回路にウィリアム・ピットともコネクションを築いたのであったから、この期待にも一理ある。しかしベンサムはやがて、既存の利益を守るシニスター・インタレスト（sinister interest）に対する批判的な眼差しを培っていく。ちなみに、ベンサムのデモクラットつまり民主主義的立場への転換の理由を何に求め、「デモクラット」の立場へのベンサムの転換、転向ないしは回心（conversion）の画期⁸⁾をいつに定めるのかという問題は、今日に至るまでベンサム解釈上の論争点のひとつである。

2

ベンサムの思想は1820年代以降、二重に普及の回路を獲得することになる。まず、ベンサムの統治に関する思想に共鳴した者たちは、庶民院の議員として、また言論界において、このメッセージを伝えていくこととなった。のちにエリイー・アレヴィーの著作のタイトルによって広く知られるようになったように、ベン

6) 一連の経緯について、永井義雄『イギリス思想叢書7 ベンサム』研究社、2003年、204ページ以下。

7) *The Correspondence of Jeremy Bentham*, vol.3, ed. Ian R. Christie (London: Athrone Press, 1971), 123-28.

8) ベンサムの立場の転換をめぐって、しばしばconversionと表現されることがあり、小論で検討するスコフィールドの著書でもこの表現が採用されている。この用語はもともと、宗教上の「回心」という強い意味を持つが、スコフィールドの著書ではこの意味を含んでいない。政治的立場の「転向」という表現では伝統的な日本語の語感としてネガティブな印象を伴うので、以下ではいささか曖昧さはあるものの、おおむね「転換」の語を当てる。

サムの後継者たちは一括して「哲学的急進派」(philosophic radicals) もしくは「哲学的急進主義」(philosophic radicalism) の名のもとに呼ばれることが多い。⁹⁾ その含意は、名誉革命体制以来の統治の枠組みを大胆に変えるという意味で「急進的」であり、『道徳および立法の諸原理序説』を抽象的な一般原理としつつそのロジックに沿って具体化を図るという意味で「哲学的」だということにある。¹⁰⁾ ベンサムは1832年6月6日に没した。それは、その統治機構改革の動きがひとまず達成されるいわゆる議会改革の実現直前であったが、この一連の動きはその後、社会改革のうねりとして影響を残す。その中心的な人物の一人がエドウィン・チャドウィックであり、若きチャドウィックが『ロンドン・レビュー』誌上で1829年に書いた「予防警察論」が両者を結びつけたのであった。ベンサムの死後、チャドウィックは1834年の救貧法改革から40年代初頭の公衆衛生改革に連なるうねりにおいても重要な役割を果たした。

また、ブリテン内部における影響の拡大と並んで、国際的な展開もみられた。1780年代にシェルバーン卿の邸宅で出会ったスイス人エティエンヌ・デュモンは、ベンサム自身は仕上げることのなかった『立法の原理』についてその草稿をもとに編纂してフランス語版として刊行したのをはじめ、ベンサムの著作をフランス語で刊行した。このフランス語版を介して、ベンサムの思想はギリシアやスペイン、中南米などに広まる。そしてベンサム自身1820年前後からスペインや南米諸国などに対して「世界の立法者」として憲法典を寄草する旨の働きかけを

行ない、法典化自体は実現に至らなかったものの、ある程度の影響力を及ぼした。ついでながら時期を隔ててからのこととなるが、明治維新後の極東のこの国においても、近代的な法制度の一環として、ベンサムの枠組みで刑法を用意する素案まで練られた。

ベンサムは自らの思想を後世に伝えるためにオート・イコン (Auto-Icon) という偶像を残すアイデアを提示し、自らそれを実行に移した。ミイラ造りのオート・イコンは——頭部の腐食により取り替えが施され、その頭部はしばらくの間は本体の脇に置かれていたが今はとりのけられている——生前の姿を伝えるものとして今日なお、ユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドンに座している。ベンサムの著作はその遺言執行人ジョン・パウリング (John Bowring) によって11巻本の著作集に編纂され、1839年から43年にかけて刊行された。またその思想の概要はジョン・H. パートンによってダイジェスト化され、波及の役割の一端を担った。¹¹⁾ さらに思想界においてより重要なこととして、ベンサムはその功利主義思想を押し広める極めて重要な人物を獲得した。1800年代初頭において熱心なベンサムかぶれとなったジェームズ・ミルはその長男を、幼少期からベンサマイトたるべく徹底した教育を施したが、こうして育てあげられた人物こそ、ジョン・ステュアート・ミルである。

しかしながら1840年代までにおいて、当のブリテンではベンサムの思想の影響力の波及に対して反発も多く現われた。急激な産業化や都市化がもたらす弊害、とりわけ社会的な絆の疲弊に対して批判的なロマン主義的な思想の

9) 「哲学的急進派」という用語は1830年代初頭には『エクザミナー』誌上などで登場し始め、「ベンサム派」(Benthamite) と並置されることが多かった。

10) アレヴィーの著作と並んで近年ではウィリアム・トーマスが、このグループを主題的に取り扱っている。William Thomas, *The Philosophic Radicals: nine studies in theory and practice, 1817-1841* (Oxford: Clarendon Press, 1979).

11) *The Works of Jeremy Bentham* (11 vols., Edinburgh: William Tait, 1838-1843) published under the superintendence of his executor, John Bowring. John Hill Burton (ed.), *Benthamiana: or, selected extracts from the works of Jeremy Bentham* (Edinburgh: William Tait, 1843). 全11巻からなるパウリング版著作集が完結した年に刊行されたパートン編の『ベンサミアーナ』は、パウリングに捧げられている。

波及のもとで、快苦によって幸福を定義するベンサムの様式はしばしば批判、嘲笑の対象とされた。たとえばトマス・カーライルは『サター・リザータス（衣服哲学）』のなかで、ベンサムの思想を「利益損失哲学」(Profit-and-Loss Philosophy)と表現して揶揄した。¹²⁾『功利主義論』におけるJ.S.ミルの整理によると、ベンサムによって様式を与えられた功利主義の思想は、一方では人間を単に快楽計算機械として捉える思想だと受け止められ、他方では、全体の利益を勘案することを日常の人々にまでも求めるような無理難題を押しつける思想だと捉えられていたという。¹³⁾

3

おおむね1870年代以降になるとベンサムの思想は、社会改革のプログラムへの応用や人間観をめぐる反発というそれまでのパターンとは異なり、理論的含意や倫理的基礎づけを問うという作業の俎上に載せられることになった。まず経済学の領域において、1871年のジェヴォンズ『経済学の理論』により、快楽-苦痛原理に沿って財の価値の説明が行なわれるようになった。限界効用逓減論として知られるジェヴォンズの基数的な効用関数の定義は、エッジワース『数論的精神科学』(1881年)において序数的な効用関数に置き換えられる。さらにエッジワースにおいては、厚生改善のためのプログラムの基礎になりうる「功利主義」的解釈が与

えられるようになる。¹⁴⁾

また、倫理的な様式においてはシジウィックの整理がある。ベンサムの功利主義に対して修正を加えたミルの検討を受けた後に、シジウィックは『倫理学の方法』(Henry Sidgwick, *Methods of Ethics*, 1874)において、倫理学説を3類型に分けて論じる。そこでは利己主義、直覚主義、功利主義の3つを挙げている。素朴に快苦で動く様式である限り、ベンサムは第1番目の利己主義の様式に当てはまりそうではあるものの、社会的な望ましさを社会全体にとっての幸福に求める点で3番目の功利主義に対応したもつとして特徴づけることが可能で、シジウィックはベンサムの取り扱いについてナイヴである。

このように経済学や倫理学において、ベンサムの思想を自らの様式においてどのように受け止め、組み替えるのかが19世紀末までの議論のスタイルであった。これが大きく変容を被ったのが20世紀初頭である。一方ではダイシーが『法律と世論』(A.V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1905)において、1870年代を画期にブリテンの統治をめぐっての段階的な相違を特徴づけ、個人主義的ベンサム主義的な様式から集産主義(Collectivism)への切り替わりとして整理した。ここには、19世紀を彩る思想傾向と社会的雰囲気の特徴づけるひとつとして、ベンサム(派)を位置づける見方が示されているのである。また、エリー・アレヴィーの『哲学的急進主義の成立』の著作がフランス語版で出され(1901年)、これは1928年に英訳された。ベンサム、ジェームズ・ミル、J.S.ミルを考察した評伝的なレズリー・スティーヴンと並んで、¹⁵⁾アレヴィーの議

12) Thomas Carlyle, *Sartor Resartus: The Life and Opinions of Herr Teufelsdröckh*, 1838, in ed. Henry Duff Traill, *The Centenary Edition of the Works of Thomas Carlyle* (London: Chapman and Hall, 1896), vol. 1, 129.

13) John Stuart Mill, *Utilitarianism*, 1863, Chapter 2. ミル自身は、功利主義に対しての両極の「誤解」を解きほぐすことを『功利主義論』の課題のひとつとして引き受けることとなった。

14) この側面に関しては、たとえば John Bonner, *Economic Efficiency and Social Justice: the development of utilitarian ideas in economics from Bentham to Edgeworth* (Aldershot: Edward Elgar Pub., 1995) が整理している。

15) *Dictionary of National Biography* の編纂で知られるレズリー・スティーヴンは『イングランドの功利主義者たち』(Leslie Stephen, *The English Utilitarians*, 3 vols., 1900)において、ベンサム、ジェームズ・ミル、J.S.ミルを順次取り上げた。

論は、思想史的な特徴づけのもとでベンサムを扱うスタイルの登場を意味していたのである。さらに20世紀初頭において、思想史の対象としてベンサムを扱う動きと並んで、より根本的には、功利主義の論理的基盤を突き崩す議論が登場したことが重要である。「自然主義的誤謬」として知られるG.E. ムーアによる批判がこれに該当する。¹⁶⁾

思想史上の系譜のなかにベンサムを位置づける一群の考察が20世紀初頭に差しかけて登場したのとは対照的に、20世紀半ばになると、およそ近代の特質を描き出すための象徴の一つとしてベンサムを取り上げる議論が登場する。ハイエクとフーコーとがその代表例である。ハイエクはサン・シモンを標的とした『科学による反革命』などにおいて、全体主義的、設計主義的な特質を持つ思想の側にベンサムを位置づけた。また、ミッシェル・フーコーは『監獄の誕生』において、ベンサムのパノプティコンのアイデアを取り上げ、管理型社会に連なる見方としてシニカルに取り扱った。

4

ジェレミー・ベンサムが書き残した膨大な著作は、19世紀前半に、その遺言執行人のジョン・パウリングの手により11巻本の『ジェレミー・ベンサム著作集』として刊行された。しかしそ

16) ムーアは『倫理学原理』(1903年)の第1章第14節において、ベンサムをターゲットに「自然主義的誤謬」(naturalistic fallacy)を批判している。そこでの議論は、シジウィックの整理するベンサム論を経由してベンサムを批判するという形を取っているの、いささか込み入っている。

17) たとえば経済学関連の著作で、のちにスターク版『経済学著作集』において *Manual of Political Economy* と *Institute of Political Economy* とに整理され直す複数のマニスクリプト群が、ひとまとめに扱われていた。

18) A. Taylor Milne, *Catalogue of the Manuscripts of Jeremy Bentham in the Library of University College London*, 1937.

19) 土屋恵一郎『ベンサムという男』, 50ページ以下など。

の『著作集』はベンサムのマニスクリプトの取り扱いにおいてしばしば混乱がみられ、¹⁷⁾ さらに膨大なマニスクリプトに比して収録範囲は極めて限られたものであった。その後、1930年代初頭にはミルンによってユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドン所蔵のマニスクリプトのカタログが整理された。¹⁸⁾ またオグデンによる言語論関連著作の整理やスタークによる『経済学著作集』の編纂など、内容と並んで資料的な開拓が1950年代前半までにおいて進められた。1960年代後半以降、ユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドンのベンサム・プロジェクトを中心に、新たな『著作集』と『書簡集』が編集されている。14巻からなる『書簡集』は間もなく完結が見込まれるのに対して、『著作集』の側はいまだ完結の見通しなどを語るにはほど遠い段階である。とはいえ、この文献的な整備の進行も手伝ってベンサムの思想そのものについて新たなアプローチが展開している。

ベンサムの伝記的な事実についてはパウリング版『著作集』の第10巻全体と第11巻前半に、ベンサムの伝記的な整理が与えられている。これはパウリングがベンサムからの聞き語りをもとに年代順に配列しつつ、ベンサムの往復書簡を活用する形で整理した伝記である。しかしこの伝記においては土屋恵一郎が指摘するように、ベンサム自身が回避しあるいはパウリングが封印した事実が隠されている。¹⁹⁾ これに対して最近完結した『書簡集』を活用することにより、ベンサムの伝記的な事実および思想遍歴についてより正確な様子を掴み取ることが可能となった。マックによるベンサムの前半生を扱った伝記とともに、『書簡集』各巻冒頭に添えられた編者序文の年代記的な整理を手がかりにしつつ、パウリングの手による伝記の記述に軌道修正を加え、さらに『書簡集』を該当する時点にはめ込んで読むことにより、従来に比べて飛躍的に正確な度合いでベンサムの思想遍歴や人的交流を窺い知ることができるのである。

20世紀半ばまでにおいて、ジェレミー・ベンサムの思想は両極端のイメージのなかにおか

れていたといつてよい。アレヴィーの『哲学的急進主義の成立』などベンサムに好意的な整理を別として、一方ではベンサムが非常に徹底した素朴な個人主義的快樂主義の持ち主としてしばしば扱われた。他方では、全体主義的、設計主義的なベンサム・イメージも、とくにハイエクやフーコーの解釈によって広まった。このような両極のベンサム評価という状況のもとで、1980年前後以降、徐々に変化が生まれてきた。その基礎的な条件としては、新たな『著作集』や『書簡集』の刊行といった文献的事情の改善がある。これと並んで、ハートラによる法哲学的な議論のなかで功利主義の論理的再構成を見直す理論など以降、ベンサム像のバランスをとる試みが進んでいる。たとえば、期待と安全を重視してベンサムの議論を特徴づけるディンウィディ、この特徴づけを分配的正義論の主題に活かして整理するケリー、代議制統治論の枠組みに着目してベンサムの政治思想を特徴づけるローゼンらによって、ベンサムの思想史的研究は近年、飛躍的な展開を見せている。

5

ユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドンにおける新たな『ベンサム著作集』の編集総括の役割は、ジェームズ・バーズ、ジョン・ディンウィディ、フレッド・ローゼンに引き続いて、現在はフィリップ・スコフィールドによって担われている。ベンサムの手書き文書についての達人的な解説とともに緻密なテキスト解釈で定評のあるスコフィールドは、この度『功利とデモクラシー—ジェレミー・ベンサムの政治思想—』（オックスフォード大学出版局、2006年）を

刊行した。²⁰『著作集』の編集を進める中心人物に相応しい緻密な考証に支えられるとともに、ベンサムの思想の展開をめぐる斬新な議論も多く提示している。

小論の執筆者5名は他の数人の協力を得ながら、スコフィールド『功利とデモクラシー』の検討を2007年4月に2回に分けて行なった。1994年の東京での国際功利主義学会大会(ISUS)の開催以来、深貝は永井義雄、音無通宏、有江大介をはじめとする研究者たちと協力しながらスコフィールドを招聘する機会を数回持った。また、スコフィールドとの相談によりベンサムの経済思想を検討するコロキウムを主催した。²¹他の4名の執筆者はベンサムをはじめとした功利主義研究を進めるにあたってロンドンのベンサム・プロジェクトを訪ね、あるいは来日の折にアドバイスを受けた。パーソナルともいえる関わりにもまして、内容面でみて、スコフィールドの『功利とデモクラシー』を立ち入って検討する意味があると考えた。1980年代以降のベンサム解釈の新たな進展のなかで、とくに資料的開拓の成果を活かす形でベンサムの知的世界を改めて掘り起こしていくという観点から、この著作は今後のこの領域の研究において活かされるべきものであると考えられるからである。

この著作は次のように構成されている。

1. Real and Fictitious Entities
2. The Principle of Utility
3. Natural Law and Natural Rights
4. The French Revolution
5. The Emergence of Sinister Interest
6. Parliamentary Reform
7. The Church
8. Colonies and Constitutional Law
9. Codification, Constitutional law, and Republicanism
10. Publicity, Responsibility, and the Architecture of Government
11. The Antidote to Sinister Interest:

20) Philip Schofield, *Utility and Democracy: The Political Thought of Jeremy Bentham* (New York: Oxford University Press, 2006), 12+370pp. 以下ではこの書物の引用については、単に括弧書きで引用ページを示す。

21) Colloquium on the Economic Thought of Jeremy Bentham, January 26-27, 2002, Tokyo Metropolitan University など。

Official Aptitude

12. The Politics of Law Reform

13. Last Things

この書物の特徴は、ベンサム著作活動を草稿にまで立ち入って活用しながら再現していることにあるのだが、そしてまた伝記的なベンサムの活躍と結びつけていることにも特徴が見られるのだが、それとともに、ある種の論理的構成を備えている。第1章から第3章までにかけて、統治を支えるための功利の原理をエンティティ論という概念的な把握を土台として提示することに力点が置かれる。ベンサムの功利主義的枠組みは、思想の系譜としてみた場合にブラックストーン流の自然法思想やフランス革命に体现された自然権論と対抗的であった。そこで第3章をステップに、18世紀末から19世紀初頭にかけてのイングランド、もしくはブリテンの統治をめぐるせめぎ合いのなかでのベンサムの固有性を明らかにするという手順がとられる。第4章でベンサムのフランス革命を論じつつ、以下第7章にかけて、統治をめぐるの従前の仕組みとこれに対するの改革プランを、世俗の議会と精神世界の教会の両面において検討を及ぼす。そして、とくにラテン語圏の諸国にむけて代替的な統治の枠組みの提言を行なうベンサムの営為を取り上げたのが第8章以降である。そこではさらに、植民や公開性などの関わりで、立憲をいかに担うのかをめぐるベンサムの理論の特質について焦点が当てられる。以下では、ベンサムの思想的枠組みについてのス

コフィールドによるアプローチの特質に配慮しながら、個別の論点に立ち入ってみたい。スコフィールドの議論をいくつかの章ごとに紹介しつつ、ベンサム解釈の可能性をめぐってコメントを加えるというパターンで議論を進める。

II エンティティ理論と功利の原理

1

1932年、C.K. オグデンは研究史上初めてベンサムの言語論の哲学的価値に注目し、ラッセルらの記号論理学の発想を先取りする理論として、また、ファイヒンガーの虚構主義哲学を補完する理論としてそれを評価した。²²⁾ その後もマック、ハート、ハリソン、ポストマらによって、ベンサム思想体系における言語論の基底的作用が注目され、とりわけ法理論との関係性という視座からその解明が進められてきた。²³⁾ しかし従来の研究は、ベンサムの言語論あるいはそれを包摂する論理学そのものの解明に関して十分包括的でなかったり、法理論との関係性という局所的な議論にとどまっていたりする点で不満が残るものであった。そうした研究動向に照らしてみれば、スコフィールドの研究書の重要な成果の一つは、言語論を核とするベンサムの論理学が、存在論、認識論、心理学等をも包摂した哲学理論として、功利の原理と並んで(あるいはまた功利の原理へのコミットメントをも支えるかたちで)、終始一貫して彼の思想体系の基礎をなしている点を説得的に示したことに存

24) 以下、「エンティティ理論」と略記。

25) 「現実的エンティティ」(real entity) と「虚構的エンティティ」(fictitious entity) の区別について、ベンサムは次のように述べている。「現実的エンティティとは、それについて語る場合、また語るために、それが真に存在すると考えられているもの(entity)である。虚構的エンティティとは、それについて語るうえで使用される言説の文法形式によって存在が帰せられているものの、実際には存在しないと考えられているもの(entity)である」(J. Bentham, *De l'ontologie et autres texts sur les fictions*, ed. P. Schofield, trans. J.P. Cléro and C. Laval (Paris : Le Seuil, 1997), 164).

22) C.K. Ogden, *Bentham's Theory of Fictions* (London:Kegan Paul, 1932).

23) M. P. Mack, *Jeremy Bentham: An Odyssey of Ideas 1748-92* (London:Heinemann Education Books Ltd, 1962), ch.4: H.L.A. Hart, *Essays on Bentham: Studies in Jurisprudence and Political Theory* (Oxford:Clarendon Press, 1982), introduction and ch.6: R. Harrison, *Bentham* (London:Routledge & Kegan Paul, 1983), ch.2,3,4: G.J. Postema, *Bentham and the Common Law Tradition* (Oxford:Clarendon Press, 1986), ch.8,9.

する。そして、本書のそうした主張は、冒頭第1章で言語論を、第2章で功利の原理を論じることにより、ベンサム思想の哲学的基礎をまず闡明しようとするその章立てにも反映されている。

言語論を扱った第1章が「現実的および虚構的エンティティ」と題されている点は注意を要する。オグデン以来、ベンサムの言語論は一般に「フィクションの理論」と称されてきた。しかしこの呼称は、「誤った命題」を意味する「フィクション」と、「語の指示対象ではあるが物理的に実在しないもの」を意味する「虚構的エンティティ」との区別を曖昧にしまうため、「フィクションの理論」に代えて「現実的および虚構的エンティティの理論」という呼称²⁴⁾を用いるべきだというのがスコフィールドの提案である(2n.)。²⁵⁾そしてこの提案によってスコフィールドは、ベンサムのいわゆる言語論が、まずもって存在論であり、同時に一定の認識論的立場を表明する理論でもあるという意味で、彼の思想体系の根幹に位置する哲学理論であるということを適切にも示唆しているのである。

2

第1章冒頭でスコフィールドは、ベンサムが明確に功利の原理にコミットし始めた1769年以前に、すでにエンティティ理論の主要な要素は確立されていた可能性があるとする興味深い

議論を展開している。エンティティ理論の基礎に、幽霊や悪魔の存在に過剰な恐怖心を抱いた幼少期の経験が横たわっている可能性を指摘したのはオグデンだが、²⁶⁾スコフィールドはその仮説をさらに発展させ、ベンサムは、そうした恐怖心の克服を企図した内省と、ロックの『人間知性論』との出会いを通じて、オックスフォード入学以前に「現実的エンティティ」と「虚構的エンティティ」の区別に関する洞察をすでに得ていた可能性があるという(7)。その論拠の一つとして彼は、ベンサムがオックスフォード入学以前から、ロック以来ウィッグの自然法学者たちが名誉革命体制の正当化に用いてきた「原始契約」概念を、フィクションにすぎないという理由で拒否していた点を挙げる。²⁷⁾また、1765年、学位取得のために国教会の教義である39箇条への署名を強制された際にベンサムが味わったとされる精神的苦痛も、エンティティ理論の核心をなす上記の洞察に起因するものであるという。この議論の当否はともかく、1770年代前半に弟サミュエルに数学を教授する過程でエンティティ理論を構成する主要な諸観念が発展を遂げ、『統治論断片』出版の時期までにはこの理論はほぼ完成していたという指摘(7-8)、さらに、ベンサムがヒュームによる功利の原理の説明に見出し、それを「最大多数の最大幸福」という定式の採用によって、また、功利を幸福に、幸福を快苦に、快苦を善悪に関連づけて説明する「言い換え」という手法によって克服しようと信じたのは、エンティティ理論にもとづく洞察ゆえであるという指摘

26) C.K. Ogden, *Bentham's Theory of Fictions*, xi-xvi.

27) ベンサムは『統治論断片』において、原始契約というフィクションが有用であった時代は過ぎ去ったと述べている。国家への服従義務は直接的に功利の原理によって基礎づけられるのであり、「人類の破壊できない特権」、すなわち人民が統治者に対して彼らの幸福に資するような仕方統治することを要求する権利は「フィクションという砂のようにもろい基礎に支えられる必要はない」というのが、彼の原始契約説批判の要点であった(J. Bentham, *A Comment on the Commentaries and A Fragment on Government*, 439-41).

28) ベンサムは、なされるべきこと(something to be done)はすべてアートの主題たりうるし、知られるべきこと(something to be known)はすべて科学の主題たりうると述べている。また、なされるべきことがあるところには必ず知られるべきことがある以上、アートと科学は本質的に不可分であり、その意味で論理学もアートであると同時に科学であると述べている(J. Bentham, "Essay on Logic", in *The Works of Jeremy Bentham*, vol. viii, 218, 240).

(9) は、論拠も豊富であり説得的である。

スコフィールドによれば、ベンサムにとって、あらゆるアート・科学は「善き生」(well-being)を目的とする「幸福学」(Eudaemonics)の一部をなし、その点「思考のアート」と規定される論理学も例外ではなかった(10-1)。²⁸⁾ また、言語は思考の伝達手段であるだけでなく、思考を生み出す道具でもあり、人間精神のほとんどすべての活動が言語に依拠していると考えられていた(11-2)。さらに、善き生は思考の適切さに依拠し、思考の適切さは言語の適切さに依拠すると考えられていたがゆえに、論理学こそ「人間の思考と行動の全領域」に関わるアートとみなされ、言語が必然的にその中心主題となった(12-3)。この論理学の中核をなすのがエンティティ理論であり、その基礎には、語の指示対象に関する「現実的エンティティ」と「虚構的エンティティ」の区別があるわけだが、「現実的エンティティ」はさらに「知覚可能なエンティティ」と「推論的エンティティ」に分類される。「推論的エンティティ」とは、知覚に基づいてその存在が推論されるもののことであり、その具体例としてベンサムは「神」や「魂」を挙げる。しかるに一方で、そうした推論に納得しない人々にとって、「神」は「非実体」(non-entity)であり、「魂」は「虚構的エンティティ」であるとされる。この点についてスコフィールドは、ベンサムがエンティティの分類に関して主観主義的な立場をとっていたこと、また、その前提として「あらゆる言説の直接的主題は発話者の精神の状態である」(18)と考えていたことを指摘する。そして、ドグマティズムと不寛容を科学の敵とみなすベンサムの可謬主義的科学観を支えていたのが、何よりもこの存在論的・認識論的主観主義であった点を明らかにしている(20)。

スコフィールドの解釈によれば、ベンサムの言語論は、真理を虚偽から、物理的事実を空想の産物から区別するために、言語と実世界の対応関係を正確に理解することを目指す理論である(14)。ベンサムは、言語がその構造

上、実在するものと実在しないものの区別を曖昧にしてしまうこと、さらには言語および思考にとって、そうした実在しないものを指示する語や観念もまた必要不可欠であることから混乱が生じていると考えた。それゆえ彼は、実在しないもの、すなわち「虚構的エンティティ」を指示対象とする語の分析方法として、2つの相補的な方法、「言い換え」(paraphrasis & phraseoplerosis)と「原型化」(archetypation)を考案する。それらはいずれも、「虚構的エンティティ」の意味および起源を「現実的エンティティ」との関係性を通じて解明しようとする試みであった。そして、そうした解明を拒む「虚構的エンティティ」を主題とする命題は、空想が生み出したフィクションであり、虚偽にほかならないというわけである。ところで上述のように、実在するものと実在しないものの区別が究極的には個人間で相違しうる主観的信念の問題にすぎないとすれば、実在世界とは関係を有さないフィクションを排除すること自体不可能な企てではなからうか。だがスコフィールドによれば、ベンサムの理論はそうした認識論上の相対主義を免れている。つまり、各種事物の実在に関する信念は、その信念の保持が快樂の増大や苦痛の回避に寄与するか否かによってその真偽を検証しうる。そして、ある信念が快樂の増大に寄与するとすれば、それはその信念が物理世界のリアリティに合致している証拠であり、かくしてベンサムの存在論において真理と功利は調和するのだという(20)。また、快苦こそ人間が直接的にその存在を知覚しうる「現実的エンティティ」であるがゆえに、ベンサムの存在論は自然主義的な基礎づけを有しているとスコフィールドは評価する(27)。

3

以上のようなエンティティ理論が、ベンサムのなかで、功利の原理へのコミットメントに先立って確立されていた可能性を指摘するスコフィールドの議論は、第2章で功利の原理、および快樂主義心理学に焦点が当てられるに至っ

て、より説得力を増す。まず「功利の原理」についてみれば、この特定の道徳原理をあらゆる名称そのものが、エンティティ理論の観点から、「虚構的エンティティ」を指示対象とする言葉とみなされる。それゆえスコフィールドによれば、ベンサムは功利の原理に関し、『統治論断片』では明示的に、『序説』では暗黙裡に「言い換え」の手法に訴えて、その意味内容を説明しようとしている(289)。また、ベンサムが「共感と反感の原理」(the principle of sympathy and antipathy) —この名称のもとに、「禁欲主義の原理」(the principle of asceticism)を除く、あらゆる対抗原理が包摂される—に対する功利の原理の優越性は、それが善悪の基準として客観的尺度を提示している点に存すると主張したことはよく知られているが、スコフィールドの解釈によれば、この利点の意味するところは、功利の原理の意味内容が快苦という「現実的エンティティ」との関係に基づいて明確に理解可能であること、それゆえ、功利の原理に依拠した道徳判断の真偽は、物理世界への参照によって客観的に検証されうることにはほかならなかつた(47)。こうしてベンサムによる功利の原理の説明、および道徳原理としてのその優越性の主張そのものが、エンティティ理論に立脚したものであったことが説得的に論じられている。さらにスコフィールドは、動機、欲望、意図、気質、利害といったすべての心理学的諸概念を、快苦という「現実的エンティティ」との関係に基づいて説明しようとしている点で、ベンサムの快樂主義心理学もまたエンティティ理論を前提とするものであることを明らかにしている(30)。それゆえスコフィールドによれば、「自然は人類を苦痛と快樂という、二人の主権者の支配のもとに置いてきた、…」という『序説』冒頭の有名な一節において、ベンサムはエンティティ理論に基づき、道徳も心理学も快苦という「現実的エンティティ」に立脚してはじめて有意義に語られうるという見解を、あるいは、道徳と心理学が快苦の知覚という共通の基盤に立脚しているという見解を表明しているのである(29)。

実際、ベンサムにとって、道徳と心理学は快苦という認識論的基礎を共有しているばかりでなく、いわば同一平面上で地続きにつながっており、規範的言明と事実的言明の間に概念的区別は存在しないというのがスコフィールドの解釈である。たとえばベンサムは『序説』のなかで、立法者にとって快苦は目的因であると同時に作用因であると主張する。というのも、社会全体の快樂の最大化・苦痛の最小化こそ立法者の目的であり、その目的の達成に用いられるべき手段も(人々の動機として作用する)快苦にほかならないからである。それゆえベンサムはまた、快苦の力(force)を理解することが立法者の務めであると述べた後、快苦の力とは、別の観点から見れば、快苦の価値(value)のことであると述べている。スコフィールドはこの点に、ベンサムにおける心理学と道徳の間の相即不離の関係が端的に示されていると指摘する(37)。すなわち、ある行為に付随する快苦の力(ある人間への動機としての作用力)は、「強度」、「持続性」、「確実性」、「近接性」といった尺度に基づき量的に把握され、一つの心理学的事実を構成するが、そこに「範囲(その行為によって影響を受ける人間の数)」の考慮が付け加わることで、そうした心理学的事実は、いまや功利の原理に照らして行為の善悪を指し示す道徳的事実に変容するというわけである。それゆえスコフィールドは、幸福計算の最も重要な要素は「範囲」であり、ベンサムが『序説』第2版で「功利の原理」に代えて「最大幸福原理」という呼称を推奨するに至ったのもその点を強調するためであったと論じている(38)。さらにこれに関連して、「最大多数の最大幸福」という表現が「多数者の利害だけ考慮すればよい」という誤った意味に解されることを危惧するベンサムの議論が紹介され、彼の功利主義がすべての関係当事者の利害に対する平等な顧慮を含意するものであったこと、それゆえ少数者の犠牲を無条件で是認するものではなかつたことが指摘されている(38-9)。

なお、ベンサムの心理学については、一般に

『序説』における簡略な記述に基づき、「自己利益の最大化を追求する合理的計算者」という単純な人間モデルに立脚するものとして理解されがちだが、スコフィールドはその具体的内容を、主として論理学関連の著述をもとに明らかにしている。それによれば、ベンサムは人間の活動を肉体と精神の活動に分類したうえで、精神の活動を意志と知性という2つの主要な作用から成るものとして捉えていた。それゆえ、晩年の国制理論において重要な役割を果たす「公職適性」の概念が、「活動的適性」、「道徳的適性」、「知的適性」という3つの要素に分類されているのも、そうした心理学理論の反映であった(275)。またベンサムは、意志と知性、あるいは欲求と判断の間に複雑な相互作用が存すること、その結果、たとえば過度の欲求によって知性の作用が阻害され、誤った判断がもたらされる可能性があることを認めていた。それゆえ、政治的謬論を引き起こす「利益に由来する偏見」に関するベンサムの分析も、そうした心理学的洞察に依拠したものであった(32)。このようにスコフィールドは、ベンサムの快樂主義心理学の詳細を明らかにするとともに、心理学と政治理論の密接な結びつきを種々の観点から例証している。

スコフィールドによれば、ベンサムの思想は政治的急進化など表層的なレベルでは諸々の変化を遂げたにせよ、その哲学的基礎については終始一貫していた。すなわち、エンティティ理論を核とする論理学が彼の思想体系の不変の基礎であった(342)。それゆえ、スコフィールドは第3章以降で、自然法・自然権理論、コモン・ロー理論に対するベンサムの批判、およびそれらに対抗して提示された彼の法理論だけでなく、国制理論を含めた彼の政治思想の全体がエンティティ理論に立脚するものであったことを、広範かつ入念な文献読解を踏まえつつ明らかにしている。とりわけ主権理論とエンティティ理論の関係性に関する分析は秀逸であり、それによって、ベンサムの主権理論が、主権という「虚構的エンティティ」の存在論的基礎を被

治者の側の「服従の習慣」に見出していたこと、それゆえ、服従の習慣のありようが主権のありようを左右するという意味で、主権者と被治者の間にダイナミックな関係性を見出す理論であったことが明らかにされている(230-1,343)。

4

以上みてきたように、スコフィールドの研究書の成果の一つは、ベンサムのエンティティ理論、およびそれを核とする論理学に焦点を当て、彼の思想体系の哲学的基礎を解明したうえで、その一貫性を説得的に論証した点に存する。そして、そうした成果は、今後ベンサム研究が進むべき方向性についてさまざまな示唆を与えてくれるが、以下に示すとおり、とりわけベンサムの功利主義倫理の解釈をめぐってそのインパクトは大きい。

ムーアによる「自然主義的誤謬」批判以後、一部の論者たちは、ベンサムの功利主義が、第1に「善」という定義不可能な非自然的属性を「快樂」という自然的属性によって定義している点で、第2に事実から規範を導出している

29) ムーア自身は「自然主義的誤謬」を第1の意味で用いている。ムーアによるベンサム批判については、G.E. Moore, *Principia Ethica: Revised Edition*, ed. T. Baldwin (Cambridge: Cambridge University Press, 1993: first published 1903), 69-71を参照。ベンサムが第1、第2双方の意味で「自然主義的誤謬」を犯していると解釈する代表的論考として、J. Plamenatz, "Bentham and his School", in *Man and Society* (3 vols, London: McGraw Hill, 1992: first published 1963), ii, 211-25; B. Parekh, "Bentham's Justification of the Principle of Utility", in ed. B. Parekh, *Jeremy Bentham: Ten Critical Essays* (London: Case, 1974), ch.5を参照。

30) P. Kelly, *Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law* (Oxford: Clarendon Press, 1990), 46-8。その他、ベンサムを自然主義的誤謬批判から擁護する解釈として、D. Baumgardt, *Bentham and the Ethics of Today* (Princeton: Princeton University Press, 1952), 171-5; A. Goldworth, "Bentham's Concept of Pleasure and its Relation to Fictitious Terms", *Ethics*, 82(1972), 334-42; J. Dinwiddy, *Bentham* (Oxford: Oxford University Press, 1989), 20-1を参照。

点で、「自然主義的誤謬」を犯す典型的な倫理学説であると論じてきた。²⁹⁾ 他方で、倫理学における自然主義の復権がみられた1950年代以降、さまざまな論者がベンサムテキストに即してそうした解釈の誤りを指摘してきた経緯がある。たとえばケリーは、ベンサムは「善＝快樂」と定義したのではなく、「善」や「正」という道徳的語彙はすべて功利の原理に照らしてのみ意味をもつと考えていたのであり、その意味でベンサムの功利の原理は、厳密にいうと規範原理ではなく、道徳的語彙や道徳的命題の意味を明らかにするメタ倫理の原理であると論じていた。³⁰⁾ しかるに本書の分析によれば、ベンサムにとってエンティティ理論こそがメタ倫理の原理に相当し、功利の原理の意味もエンティティ理論に基づいて説明されるべきものであったこと、また、ベンサムが規範原理としての功利の原理の優越性を、まさにエンティティ理論に基づいてその意味が明らかにされう点に見出していたことが理解される。またケリーの場合、ベンサムは功利の原理の直接的証明を試みていないため、事実から規範を導出しているわけではないと論じていたが、³¹⁾ スコフィールドが指摘するように、ベンサムが事実的言明と規範的言明の間にかなる概念的区別も見出していなかったとすれば、そもそもベンサムの哲学において「自然主義的誤謬」という概念自体が成立しないのである。³²⁾ その意味でスコフィールドは、ベンサムの哲学理論の解明を通じて、「自然主義的誤謬」批判に対する決定的な反論を引き出しえたといえよう。

ケリーの指摘するとおりに、ベンサムは功利の原理の直接的証明を試みておらず、そもそもそ

うした証明は不可能かつ不必要であるという見解を表明していた。だが一方で、『序説』における「禁欲主義の原理」および「共感と反感の原理」に関する議論は、功利の原理に対抗する2つの原理の論駁を意図した議論であり、その意味でベンサムによる功利の原理の間接的証明とみなしうる。この間接的証明に関して、たとえばハリソンは、ベンサムによる対抗原理の列挙は包括的でなく、功利の原理が唯一妥当な規範原理であることを示しえていないと指摘する。³³⁾ しかるに、スコフィールドが主張するように、ベンサムの功利の原理へのコミットメントがエンティティ理論を前提とするものである場合、「共感と反感の原理」に対する功利の原理の優越性を説くベンサムの議論がよりよく理解されるばかりでなく、彼が対抗原理として2つの原理のみを問題とした理由もよりよく理解されるのではなからうか。すなわち、エンティティ理論を前提とする場合、規範原理は、その意味が快苦という「現実的エンティティ」に即して理解可能か否かによって分類される。そして、その意味を理解しえないあらゆる原理が「名前だけの原理」(a principle in name)、すなわち「共感と反感の原理」にほかならない。続いて、その意味を理解しうる規範原理は、快樂の最大化を善と規定する原理と、苦痛の最大化を善と規定する原理の2つに分類される——後者が「禁欲主義の原理」である——というわけである。もちろん、それは即座に、ベンサムによる功利の原理の間接的証明が成功しているということの意味しない。しかしスコフィールドによる分析は、エンティティ理論を視野に入れることによって初めてベンサムの功利主義擁護

31) P. Kelly, *Utilitarianism and Distributive Justice*, 48-9.

32) この点についてはスコフィールド自身が以下の論文で論じている。P. Schofield, "Jeremy Bentham, the Principle of Utility, and Legal Positivism", in ed. M.D.A. Freeman, *Current Legal Problems 2003: Volume 56* (2004), 1-39.

33) R. Harrison, *Bentham*, 183-8.

34) 表象主義とは、真理は実在世界の正確な表象であり、言語はそうした表象の媒体であるとする考え方を指す。また基礎づけ主義とは、真理であることを主張するあらゆる知識は、実在世界と直接的な対応関係を有する特権的な表象によって基礎づけられねばならないとする考え方を指す。両者は密接に関連し合い、一体となって「真理の対応説」を構成している。

論の全貌が明らかになることを示唆しており、その意味でベンサムの功利主義倫理をめぐる今後の研究が進むべき方向性を指し示しているのである。

ところで、スコフィールドはベンサムのエンティティ理論を、真理を虚偽から区別するべく言語と実在世界の対応関係を明確化することを目指した理論と解釈することによって、ベンサムに表象主義的な言語観、真理観を帰している。また、ベンサムが実在世界を構成する「現実的エンティティ」の知覚に知識の究極的な基礎づけを見出していたと解釈している点で、ベンサムに基礎づけ主義的な知識観を帰している。³⁴⁾しかし、これら一連の哲学的諸前提をベンサムに帰するにあたって、スコフィールドは十分な論拠を提示していない。また、そうした哲学的諸前提をベンサムに帰することの誤りを示唆する研究も存在する。たとえばポストマは、エンティティ理論において、「現実的エンティティ」は知識の基礎として役立つような独立した実在性を有するものとしては捉えられていないこと、また、言語は実在世界を表象する媒体ではなく、むしろ実在世界を把握し操作するための道具とみなされていたことを明らかにしたうえで、ベンサムの知識観、言語観はプラグマティズム的なものであったと論じている。³⁵⁾そして、そうしたプラグマティズム的な知識観、言語観を前提とする場合、ベンサムが科学という営みの本質を「観念の発明」に見出していた所以がよりよく理解されるばかりでなく、たとえ

ばベンサムのいわゆる普遍的法学における法的諸概念の分析・定義が、単なる「脱神秘化」の作業ではなく、³⁶⁾むしろ功利主義的法システムの確立を可能にする法的諸概念の発明・再定義として企図されていたことが理解されるのである。それゆえスコフィールドの研究は、エンティティ理論がベンサム思想の哲学的基礎であることを詳細かつ説得的に論じている点で比類のないものではあるが、エンティティ理論そのものの哲学的含意の解明に関して異論の余地を残すものといえよう。

III シニスター・インタレストの発見と急進化

1

ベンサム研究における重要なトピックとして、フランス革命期(1788～1792年頃)の彼の民主主義的議論の位置づけをどのように理解するか、そして、この時期の議論と後期(1809年以降)の議論の関係をどのように理解するかという問題がある。アレヴィー、バーンズ、ディンウィディらは、フランス革命期のベンサムの民主主義へのコミットメントは一時的なものであり、1808～1809年に民主主義への永続的な「転換」(conversion)あるいは「移行」(transition)がなされたと論じている。これに対してマック

37) E. Halévy, *La formation du radicalisme philosophique* (3 tom, Paris:F.Alcon, 1901-4), tom 2, 183-213. [*The Growth of Philosophic Radicalism*, trans. by M. Morris (London:Faber and Gwyer, 1928), 249-264.]: J.H. Burns, "Bentham and the French Revolution", *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., 16 (1966), 95-114; J.R. Dinwiddy, "Bentham's Transition to Political Radicalism", *Journal of the History of Ideas*, 35 (1975), 683-700; M.P. Mack, *Jeremy Bentham*, 407-43.

38) J.R. Dinwiddy, "Bentham's Transition". ディンウィディは、ジェームズ・ミルと知り合ったこと以外にも、ブリテンにおける急進主義の再燃、スペインの反仏戦争や中南米のスペイン領植民地の独立運動における自由主義的理念への共感や民主主義国家アメリカへの関心の高まりなどを、ベンサムの転換を促したであろう要因として指摘している (J.R. Dinwiddy, *ibid.*, 685-6, 693-4.).

35) G.J. Postema, "Facts, Fictions, and Law: Bentham on the Foundations of Evidence", in ed. W. Twining, *Facts in Law* (Wiesbaden: Steinaer, 1983), 37-64. なお、ポストマの議論を補強しつつ、プラグマティズム的な知識観、言語観に立脚したベンサムの科学方法論について考察した論文として、高島和哉「言語・発明・想像——ベンサムの科学方法論に関する一考察——」日本イギリス哲学学会編『イギリス哲学研究』第30号、2007年参照。

36) ハートはベンサムによる法的諸概念の分析を「脱神秘化」の作業として解釈している (H.L.A. Hart, *Essays on Bentham*, ch.1) .

は、ベンサムはフランス革命の行き過ぎを目の当たりにして、1792年9月以降、民主主義に対して沈黙していただけであり、1809年以降の民主主義に対する高い評価は、それまで保持し続けていた見解を再び表明するようになったものであったと論じている。³⁷⁾そして、この論点はベンサムの民主主義的な立場への転換の経緯についての問題と関係するものであった。この点についてこれまで標準的解釈として指示されてきたディンウィディの議論では、ベンサムの民主主義への転換は彼がジェームズ・ミルと知り合った1808年頃に起こったものであり、³⁸⁾1809年に執筆された「議会改革問答」(Parliamentary Reform Catechism)以降、ベンサムが「民主的支配」(democratic ascendancy)が被治者の幸福にとって最善の政体であると主張するようになったのはこの転換の結果であるとされた。

スコフィールドは、フランス革命期のベンサムの議論を検討した第4章「フランス革命」と、1803～1809年頃の法改革論をとりあげた第5章「シニスター・インタレストの登場」において、1790年前後から1810年頃までのベンサムの思想の展開を詳細に検討することによって、これらの論点についても回答を示している。スコフィールドは、フランス革命期の民主主義的議論の位置づけという第一の論点については、フランス革命期の民主主義論は後期の議論とは性格が異なるものであって、そこに過度な一貫性を想定することはできないことを主張し(マックに対する批判)、また、急進化の経緯という第二の論点については、1804年頃にベンサムが支配層のシニスター・インタレストを「発見」したことに重要な契機を求める、従来の通説とは異なる解釈を提示している(ディンウィディに対する批判)。

2

第4章でスコフィールドは、これまでの解釈が依拠した資料が十全なものではなかったこともあって、フランス革命期のベンサムの政治改

革案が1809年以降のそれとは異なるものであったことや、それがフランスを念頭に置いたものであって必ずしも一般的な理論として展開されていたわけではなかったことに十分な注意が払われてこなかったとして(82-3)、これまで活用されてこなかった未公開草稿にも適宜言及しながらフランス革命期のベンサムの政治思想についての新しい解釈を示している。

フランス革命期のベンサムは、たとえば1788年後半から1789年初頭に執筆された「三部会の構成についてのイングランド人の考察」(Considérations d'un Anglois sur la Composition des États-Généraux)に見られるように、政治的平等の重要性を論じつつも、未成年、女性、精神障害のある人、識字能力のない人、非財産所有者などの選挙権を認めていなかった。したがって、この時期の議論はアレヴィーヤマックが考えていたほど急進的なものではなかった(83-9)。たしかに、「フランス憲法案」(Projet of a Constitutional Code for France, 1789年10月)では、非財産所有者や女性の選挙権を認めるなど急進的な主張もなされていたが、君主政や既に採用されていた原理(「人権宣言」)を前提としていたという点で限定的なものであった(89-94)。その後、ベンサムは、1792年以降フランス革命が暴力化・過激化したことに衝撃を受け、統治を遂行するための知性が人民に欠如

39) この時期のベンサムは後期と違って、民主的政府が財政負担の軽減をもたらす可能性を否定していた(101)。また、スコフィールドによれば、フランス革命期と1810年代以降の民主主義論の性格の違いは、彼のアメリカ合衆国に対する態度の相違からもうかがえるという。1810年代後半から20年代のベンサムが民主主義のモデルとして高く評価したアメリカ合衆国は、フランス革命期のベンサムにとっては、アメリカの社会状態が英仏のそれとまったく異なっていることから、民主主義の適切なモデルにはなりえないとされた(ibid.)。

40) ベンサムは1790年の総選挙の際にシェルバン脚(当時、ランズダウン侯爵)の持つ腐敗選挙区から選出されることを望んでおり、このことから、この時期の彼が重視していたのは既存の制度のもとで立法に従事することであったことが推察される(104)。

していると考えられるようになった (100-1)。

ベンサムはフランス革命の展開に注意を払いながら、イングランドにおける政治改革についても関心を向けるようになっていたが、この点についての彼の見解は短期間にかなり変化していた。1788年後半から1789年初頭のベンサムはイングランドの制度を高く評価し、選挙改革の必要性をそれほど認めていなかった (94ff.)。その後、上述の「フランス憲法案」の執筆と同時期の1789年秋に執筆された「議会改革」と題された草稿類では、イングランドについても秘密投票、毎年選挙、財産資格の廃止などを含む急進的議会改革案が構想されていた (98-100)。しかし、まもなく彼は改革の必要性に対して疑念を持つようになり、1791年秋までには、「イングランド国制の特有であるとともに最良の特徴のひとつはその完成可能性である」として (cited in 100)、その改善可能性を評価するようになった。

このようにフランス革命期のベンサムの政治論を詳細に分析した上で、スコフィールドは、ベンサムの民主主義論の連続性を想定するマックを批判しながら、フランス革命期の政治改革の主張の根拠が1810年代以降とは大きく異なっていることを指摘している。³⁹⁾スコフィールドによれば、フランス革命期のベンサムは、既存の制度を変革することではなく、その枠内での改革を志向していたのに対して、⁴⁰⁾後期のベンサムは、どのような立場にあろうとも支配層は自らのシニスター・インタレストのために改革に反対していると考えられるようになり、既存の制度の根本的な改革を要求するようになった。したがって、ベンサムの政治的急進化の契機は、フランス革命にではなく、彼が支配層のシニスター・インタレストへの批判的見地を強めていったことに帰せられるべきであるというのがスコフィールドの主張である。それでは、シニスター・インタレストという考え方がベンサムの議論の中に現れるようになった時期と経緯はどのようなものであったのだろうか。この論点についてスコフィールドは第5章で回答を試みて

いる。

3

スコフィールドは「序文」において次のように述べている。「本書の主要な命題は、1804年前後にシニスター・インタレストという考えがベンサムの思想において現れ、彼の政治過程の理解にとって重大なインパクトを与えたということである」(v)。イングランドの法制度の現状を批判的に検討するなかで、ベンサムは1804年夏頃までに法律家のシニスター・インタレストを発見することになった。そして、彼はアイデアを吟味するなかで政治論においてもこの概念が有効であることを認識して、政治の領域におけるシニスター・インタレストも批判し、支配層への激しい攻撃を展開するようになっていった。それゆえ、ベンサムの政治的急進化はシニスター・インタレスト概念の出現に続くものとして理解されるべきだというのがスコフィールドの主張である。たしかに、ベンサムはそれ以前からイングランド法制度に対する厳しい批判を展開しており、シニスター・インタレストという概念を用いるようになったことで法改革論者になったわけではなかった (111)。しかし、『統治論断片』や『真理対アッシュハースト』(*Truth versus Ashhurst*, 1792年12月執筆, 1823年出版)などにおける初期のイングランド法批判は体系的なものではなかったし、フランス革命期のベンサムにとってイングランド法改革を主張することと既存の国制を擁護することは矛盾するものではなかったから論調の変化は重要であった。

スコフィールドによれば、1797年11月に書かれた救貧法論における用例を別にすれば、ベンサムの議論における「シニスター・インタレ

41) このようなエピソードを別にすれば、スコフィールドはまったくといっていいほどパノプティコン構想に言及していない。このことはスコフィールドが研究史のなかでどのような位置づけを目指しているかを示唆しているように思われる。

スト」というタームの初出は1804年2月18日付けの訴訟証拠・手続き論の中のものであり(124)、この時期以降、この概念は重要な意味をもって頻繁に用いられるようになった。1790年頃から傾注していたパノプティコン型刑務所の構想を1803年半ばに政府によって正式に拒否されたベンサムが、この構想が受け入れられなかったのは、そのような改革に反対する利害集団が存在していたからであるという結論に達して、1803年前半から執筆をはじめていた法制度改革論(訴訟証拠・手続き論)にこの洞察を反映させたということも、このことの要因として考えられるだろう(111)。⁴¹⁾

上述のように、ベンサムは1803～1805年頃にイングランド法の欠陥の原因を法律家のシニスター・インタレストに帰す見解に達しており、1806～1808年に執筆された『スコットランド改革』(*Scotch Reform*, 1808)において、この見地からイングランドの司法制度全般に対する体系的な批判を展開した。この時期のベンサムは、イングランド法制度の欠陥は古い時代の無知や愚かさの残滓ではなく、よく工夫され積極的に保持されているものであると認識するようになった。彼の考えでは、イングランドの法制度においては不正行為の防止という正義の実現がこれらと相反する法律家の利益のために妨げられてしまっていた(117-23)。

ただし、このようなイングランド法制度の現状に対する厳しい批判にもかかわらず、この著作では、政治家が法律家とシニスター・インタレストを共有しているとまでは考えられていなかった。この時期のベンサムは、このような法制度が改革されず放置されているのは、政治家も法律家に欺かれているからであると考えていた(120)。ベンサムがこのような見解をあらため、政治家が法律家とともに支配層としてシニ

スター・インタレストを共有していると考えられるようになったのは、1809年前半に書かれた『抱き込みの技法の原理』(*The Elements of the Art of Packing*)においてであった。同書でベンサムは支配層による出版の自由の侵害、つまり名誉毀損罪の乱用を取り上げながら、それを審議する裁判の陪審員の選出の仕方に厳しい批判を浴びせた。ベンサムの見解では、イングランドでは裁判官の望む陪審員を選出する仕方が慣習として確立されるとともに、裁判官は自らの考えに陪審員を従わせるために威嚇や買収などのあらゆる手段を用いており、陪審員が裁判官の意向から自由に判断を下すことはほとんどない。このようにして自らの意図する判決を引き出そうとする裁判官が目的としているのは、支配層にとって有利な形で名誉毀損罪を成立させることであり、ここで法律家と政治家は支配層として利害を共有し結託していた(131-6)。このような洞察に基づいて、ベンサムは、個々の階層のシニスター・インタレストに対する批判から、被治者の利益に反する利益を共有する支配層全体に対するより包括的で徹底的な批判へと議論を展開させていくことになった。⁴²⁾この点で、ベンサムがシニスター・インタレストを発見したことは彼の政治思想の発展(政治的急進化)にとって重要な契機となったというのがスコフィールドの見解である。

4

シニスター・インタレストという観念にあらためて注意を向け、その観念が出現した時期や経緯をさぐるスコフィールドの議論はきわめて詳細である。特に、1804年前後に法律家のシニスター・インタレストを発見してそれに対する体系的な批判を展開することになったベンサムが、名誉毀損罪とそれを審議する裁判における陪審員選出方法に着目するなかで、1809年前半に政治家と法律家は支配層として権力を補完しあいつつ利害を共有しているという洞察に達したことが政治的急進化の契機となっていたことを指摘する議論は説得的である。

42) この時期のベンサムの政治家や法律家に対する批判が激しさを増していったのは、スコフィールドによれば、彼が支配する少数者と支配される多数者の間の著しい対照に関心を向けるようになっていたことにも関連していた(136)。

このようなシニスター・インタレストという観念への着目によって描き出されたベンサムの民主主義への転換についてのスコフィールドの見解は次のようにまとめることができる。すでにフランス革命期に支配者の被治者に対する従属の必要性や各人は一般的に自らの利益の最善の判断者であるという認識のように後期の民主主義論の基底をなすいくつかのアイデアはすでに得られていたが、この時期の急進的民主主義論は革命勃発後のフランスという具体的な事例を念頭においた一時的なものであったという点で1809年以降の議論とは質の異なるものであった。それゆえ、フランス革命期の議論を後期のそれと連続的に理解することは適切ではない。また、1809年以降の政治的急進主義の出発点となったのは、1808年にジェームズ・ミルと出会ったことではなく、1804年頃に法律家のシニスター・インタレストを発見したことを契機とした支配層に対する認識の変化であった。したがって、ベンサムの政治的急進化を突発的や断絶というニュアンスをもつ「転向」ないし「転換」(conversion)という言葉によって表現することは適切ではない。1809年頃の彼

の政治的急進化は、それ以前にすでに得られていた政治理論上のアイデアやそれらのアイデアを基礎づけていた言語論や功利の原理についての認識がシニスター・インタレストという新しい洞察と結びつくことによっておこった政治思想の深化のプロセスであった。⁴³⁾

ところで、1809年以降ベンサムは人民の幸福を達成できるのは「民主的支配」のみであるという見地から急進的改革を主張するようになったが、ここでスコフィールドが注意を向けているのは、この時期のベンサムの急進的提案が君主や貴族院の存在を前提としながら庶民院の政治改革を論じるものであったという点である。スコフィールドによれば、この時期のベンサムが要求した「民主的支配」とは共和政を含意しておらず、彼はこの時点では共和政論者(代議制民主政論者)になってはいなかった。⁴⁴⁾改革が実現されるのは共和政下においてのみであるという見解にベンサムが達したのは1817年夏から1818年春にかけてであって、そのきっかけはおそらくロシアのアレクサンドル1世によって法典編纂の提案が拒否されたことであった(247)。これまでの研究史で軽視されてきたこの点は(78, n.2)、ラディカルという言葉がベンサムの思想にとって何を意味しているのかという問題にも関わるものである。つまり、ベンサムの議論における政治的急進性とは、あくまでもウィッグなどの「穏健」(moderate)との対比によって理解されるべきものであった。すなわち、伝統的な権力均衡論に基づくブリテンの混合政体論とそのような枠組みのなかでの微修正としての議会改革論(腐敗選挙区の廃止、制限選挙や実質代表制の維持)というウィッグの議論に対して、⁴⁵⁾「最大多数の最大幸福」という功利主義的な観点からウィッグの議論よりも

43) たとえば、被治者に対する支配者の従属という考え自体はすでにフランス革命期には見られていたし、支配層のシニスター・インタレストという考えは『序説』においてすでに示されていた「人間本性の心理学的・病理学的法則」の適用という側面を持つものであった(124-5)。

44) スコフィールドによれば、ベンサムは republicanism と representative democracy を同じ意味で用いている。このような用語法はジェームズ・マディソンにも見られる(E.g. A. Hamilton, J. Jay, and J. Madison [under pseudonym, Publius], *The Federalist* (2 vols, New York: George F. Hopkins, 1802), vol. i, p. 60: 'A republic, by which I mean a government, in which the scheme of representation take place...'). ベンサムは1812年にアーロン・バーから『フェデラリスト』(1802年版)を贈られており(See a letter from A. Burr to J. Bentham, 27 August 1812, in ed. S. Conway, *The Correspondence of Jeremy Bentham*, vol. 8, 259)、そのコピーは現在ではブリティッシュ・ライブラリーに所蔵されている(Shelfmark: 8175.aaa.36)。

45) 1832年の選挙法改革に結実することになる1810年代から20年代かけての議会改革論争において主導的な役割を果たすことになるウィッグの多くは自らのことを民主主義者とはみなしていなかった。

抜本的な改革案（普通選挙，選挙権の平等，秘密投票など）を主張したという点でベンサムの議論はラディカルなのであった。したがって，当時の文脈においてもベンサム自身の議論においても，急進主義とは代議制民主政を意味するものではなかった。このように，ベンサムのテキストを時期ごとの微妙なニュアンスの違いに注意を払いつつ内在的に読解することによって，ベンサムの思想におけるラディカルという言葉の内実を時期ごとのニュアンスの違いも含めて明らかにした点にもスコフィールドの議論の重要な意義があると思われる。

5

以上のように，スコフィールドは，ベンサム自身の言明を丁寧に追いかけることで，さまざまな外的な要因も重要な契機としながら，生涯にわたってゆるやかに発展していったものとして彼の政治思想の展開を描きだしている。すなわち，ベンサムの政治的急進化を，彼の思想が本来もっていたラディカルさ（徹底性・急進性）が現実の政治過程への洞察を深めていくことにあわせて顕在化してきたものと見なしている。たしかに，ベンサムの思想の本来的なラディカルさに着目する観点自体はスコフィールドのオリジナルなものではない。たとえば，バーンズはスコフィールドに先立って，ベンサムの

初期の形而上学批判や言語論における急進的含意を指摘しながら，初期から晩年にいたるまでの彼の思想に連続して見出される本質的な急進性を指摘して，それが政治論にも反映されるようになったのがベンサムの政治的急進主義の特質であったという見解を示している。⁴⁶⁾ ベンサムの転換という論点については見解を異にしつつも，スコフィールドはバーンズのこのような枠組みを基本的には是認している。その上で，早い段階に形成されていた言語論など哲学理論の基底としての重要性やシニスター・インタレストという観念が登場してきた経緯を詳細に描き出すことで，連続説とよびうる枠組みを精緻なものに仕立て上げたことがスコフィールドの議論の意義であろう。

ただし，スコフィールド自身が丁寧に描き出したように，哲学的基礎の一貫性とは対照的に，ベンサムの政治思想の変化・揺れは決して小さいものではない。⁴⁷⁾ スコフィールドは，支配層に対するベンサムのさまざまな献策が受け入れられることなく失敗に終わったことに幻滅したことも契機とした現実の政治過程についての理解の深化を，彼の政治思想の発展の要因として重視している。しかし，それまでのベンサムがどうして支配層に期待を寄せていたのか，つまり，どうして初期において思想が本質的にもっていたラディカルな側面が政治思想においても貫徹されていなかったのかという点については説得的な解釈が示されているようには思われない。啓蒙専制君主政論者からの民主政論者へのベンサムの政治的立場の変化という枠組み自体が妥当なものであるとしても，その変化の出発点の時点での彼の立場について，また，個々の段階での具体的な状況に対する彼の感受性の鋭さと思想の内的な発展の論理との関係につい

46) J.H. Burns, "Jeremy Bentham: From Radical Enlightenment to Philosophic Radicalism", *The Bentham News Letter*, 8 (1984), 4-14, esp. 11-2. ただし，先述のように，バーンズはフランス革命期のベンサムの民主主義的議論については革命期フランスという具体的な状況に対する応答として解釈されるべきだと論じている (Burns, "Bentham and the French Revolution")。

47) このことは，スコフィールドが別の論文で指摘している功利の原理の政治的含意の柔軟性という特徴を反映したものでもあるだろう (P. Schofield, "Utilitarian Politics and Legal Positivism: The Rejection of Contractarianism in Early Utilitarian Thought", in ed. S. Guest, *Positivism Today* (Aldershot: Dartmouth Publishers, 1996), 99-118).

48) ローゼンはベンサムの急進主義をイングランドの急進主義の伝統の中に位置づける試みを行なっている。F. Rosen, "Jeremy Bentham's Radicalism", in eds. G. Burgess and M. Festenstein, *English Radicalism, 1550-1850* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 217-40.

て、一層の解明の余地が残されているということが出来るだろう。また、スコフィールドの議論をもとにしながら、彼が示唆しながらほとんど論じていない問題について、テキスト内在的なスコフィールドの手法とは違ったアプローチによって、つまりベンサムをより広い歴史的コンテキストのなかで理解することも意義があるだろう。たとえば、スコフィールドは哲学的急進派内部での影響はベンサムよりもジェームズ・ミルの方が大きかったというハンバーガーなどによる見解に対して疑問を投げかけているが(108)、この点については、スコフィールドが自覚的に自らの議論から除外しているベンサムや哲学的急進派の思想家たちの人間関係に注意をはらいながら、ベンサムの議論を、ジェームズ・ミルやジョージ・グロート、フランシス・プレイスといったベンサムと接する機会を頻繁にもつことのできた思想家の議論だけでなく、そのようなことがなかったより若い世代の哲学的急進派の議論と比較していくことによって実りある成果が期待できるだろう。⁴⁸⁾

IV イギリス国制における議会と教会

1

主に1810年代を通じて、ベンサムは、イギリス国制における「世俗的部門」としての「議会」と、「宗教的部門」としての「教会」について、それぞれ批判的考察を深化させていった。スコフィールドによれば、イギリス国制をめぐるこの時期のベンサムの改革構想の展開は、1808年前後のジェームズ・ミルとの邂逅を端緒とする「転換」(conversion)の産物としてではなく、それまでに蓄積されてきた理論的成果の「適用」(application)の過程として位置づけられるべきである。すなわち、1804年前後における法律家の「シニスター・インタレスト」の発見と司法改革の試み以来、ベンサムは改革の対象を、イギリス国制の議会に対してのみならず、イングランド国教会にまで拡張していった。第6章の「議会改革」と第7章の「教会」は、それぞれの改革案の展開過程を個々のテキストに即し

て詳細に検討することによって、ベンサムのイギリス国制論の「急進化」の過程とその特徴を解明しようとするものである。

2

議会改革に着手したベンサムの直接的契機が、ジェームズ・ミルの影響ではないとすれば、それは一体何か。第6章の冒頭でスコフィールドは、その要因を、1809年6月1日に庶民院で行われた議席売買をめぐるチャールズ・アボットの演説に求める。議席売買の禁止こそ緊急を要する重大問題とするアボットに対して、ベンサムは、1809年末から1810年初頭にかけて執筆された「影響力」と題する草稿のなかで彼の演説を批判した。すなわち、議席売買などは瑣末な問題であり、議会改革をめぐる真の問題は、議会の多数派が国王の「シニスター・インタレスト」に従属させられている点にある、というわけである。したがってスコフィールドによれば、ほぼ同時期の1809年夏に執筆された「議会改革問答」もまた、「影響力」と同様に、アボット演説への批判から成立したと見るべきである。

「問答」においてベンサムは、「シニスター・インタレストに対する解毒剤」として、「公職適性」(official aptitude)という考えを提起する。それは、公職者にとってふさわしい資質のことであり、より正確に言えば、第1に、「最大多数の最大幸福を促進する願望」たる「廉潔」(probity)、第2に、「正しい判断を形成する能力」たる「知的適性」(intellectual aptitude)、そして第3に、「動議を提出したり演説を行ったりするような活動を遂行する能力」としての「活動力」(active talent)から構成されている。議会改革の成否は、「公職適性」としての廉潔・知性・活動力を促進するか否かにかかっている。

49) したがってスコフィールドによれば、「公職適性」の観念を「徳や慈愛の感情」と同一視するポストマの解釈は妥当性を欠いているという(P. Schofield, "Bentham on the Identification of Interest", *Utilitas*, Vol.8, No.2. July 1996, 223-34)。

ただしスコフィールドによれば、ベンサムは、公職者が自発的にこれらの資質を高めようとすることをほとんど期待していない。議会改革の課題は、公職者の利己的な人間性を前提とした制度設計を通じて、彼らに適性を高める「インセンティブ」を外在的に提供することにあるからである。⁴⁹⁾ そのためにベンサムは、国王によって任命される官吏 (officeholders) は庶民院から除外されること、大臣 (ministers) は議決権を持たないが演説権と動議提出権を持つべきこと、議事録が公開されるべきこと、議員の議会への出席は継続的で厳格、かつ全員であるべきこと、選挙は毎年行われること、そして投票は秘密であること、などの具体的な提案をおこなった。これらの改革案によって、議会は、大臣の専門的知識を活用しつつも、官職授与権を通じて議会に行使される国王の「腐敗的影響力」からは独立し、選挙民の意志により忠実に行動することが出来る、というわけである。ただし、選挙権資格については直接税を支払った土地保有者に限定された。このように「議会改革問答」は、「公職適性」という議会改革のための「理論的枠組みを形成」(142) した一方で、極めて限定的な選挙権資格を想定しており、必ずしも「急進的な改革」を追求していたわけではないという。

スコフィールドによれば、ベンサムの議会改革が「急進的な改革」の様相を帯びてくるのは、「議会改革問答」に長大な「序文」を付して、1817年に刊行された『議会改革計画』においてである。対仏戦争を遂行するための前年の人身保護法の停止に見られるように、本書刊行の背景には、急進的な改革が導入されなければ「イギリスの自由」は破壊され、「専制」の確立に向かうというベンサムの危機的意識があ

った。「序文」には、そうした専制の到来への高まりゆく危機感の表明と、その政治的主体としての「二つの横暴な利益——君主と貴族」の同盟に対する激しい批判が展開されている。君主は、戦争遂行のために、過剰な役職、根拠のない年金や閑職、貴族の爵位、準男爵、その他の勲章などを与えて貴族の名誉欲を満たす代わりに、貴族は、ウィッグであれトリーであれ、君主の法案に賛成票を投じていた。そしてその結果は、ベンサムの言葉に従えば、「支配する少数者の肥大化した幸福に対する、多数の臣民の利益と幸福の犠牲」(147) ということであった。

「序文」で展開された議会改革案は、基本的には「議会改革問答」のそれを継承するものであったが、スコフィールドはさらに、「ベンサムの立場における変化」として、「選挙権の実質的な普遍性の擁護」を挙げる。すなわち、今やベンサムは、直接税の支払いという納税資格を撤回し、「その国のすべての個人が1人として語り、いかなる個人も1人以上のものとして語らない」⁵⁰⁾ という「政治的平等」の観念に立脚した、というわけである。従来の改革案に加えて選挙権資格を一層平等化することで、君主と貴族の同盟によって成立する「シニスター・インタレスト」の支配を阻止し、議会の選挙民への依存を強化すると考えられたのである。そしてスコフィールドによれば、このような議会改革の急進化の「別の源泉」に、ベンサムは「アメリカ合衆国の経験」を見出した。そこでは、君主政と貴族政を廃止した「純粋な民主主義」の実践が政治的安定や経済的繁栄と両立するものであることが例証されていたからである。ただし、ベンサムはこの時期、イギリスでの議会改革は「民主的支配」(democratic ascendancy) の確立で十分であると考えており、君主政や貴族政の廃止を訴えてはいなかった。君主は依然として、執行権者としてその制度的地位を承認されていたのである。

スコフィールドによれば、『議会改革計画』の刊行は、「哲学的急進派」のなかで大いに反

50) J.S. ミルによって編集されたベンサムの『訴訟証拠の理論』の1節である。スコフィールドによれば、これは、『功利主義論』第5章第36節においてミルがベンサムに帰した「すべての者は1人として数えられ、誰もそれ以上には数えられない」という「格言」の源泉と考えられる。

響を呼んだ。1818年2月、ウェストミンスター選出の急進派議員であるサー・フランシス・バーデットが、ベンサムの起草した議会改革案を庶民院に提出する意向を伝え、ベンサムもこれを承諾して草案の作成に着手した。しかしながら、ベンサムの起草を受けてバーデットが修正して提出した法案には、(男子)普通選挙権、秘密投票、毎年選挙(国王は議会解散権を保持)、平等選挙区などの従来のベンサムの改革案が提示されていたものの、いくつかの重要な相違も存在したとスコフィールドはいう。第1に、「秘密投票」に関して、バーデットは明確に反論を行わなかったが、それが有益とは考えなかった。第2に、イギリス国制における「君主政的部門」と「貴族政的部門」に関して、バーデットは、それらの権力を制限しようとしていたベンサムの諸条項を削除した。「哲学的急進派」のなかでも、議会改革をめぐる見解は必ずしも一致しているわけではなかったのである。1819年に刊行された『ベンサムの急進的改革法案』もまた、「哲学的急進派」に属していたジョン・カートライトの『権利と自由の法案』を不十分と考え、それに代替するものとして作成された。ここにおいてベンサムは、従来の改革案を反復するとともに、とりわけ秘密投票を擁護し、君主と貴族の同盟関係を「良き政府と本質的に両立不可能」(168)として厳しく批判するに至った。具体的には、君主の「議会解散権」が初めて否定され、ここに、ベンサムのイギリス議会改革の「急進化」は頂点を迎えたのである。

このようにスコフィールドは、ベンサムのイギリス議会改革論の「急進化」の過程を、その歴史的背景とともに描き出す。それは、conversionの言葉が想起させるような「突発的啓示的な瞬間」(139)などではなく、1810年代を通じて徐々に進行した漸進的過程であった。

3

第7章では、イギリス国制における「宗教的部門」として、ベンサムの宗教批判、とりわけ、

イングランド国教会に対する批判が検討される。1818年に刊行された『イングランド国教会主義とそのカテキズムの検討』は、『議会改革計画』の姉妹編であった。「カテキズム」とはキリスト教の教理を簡明な問答体で記した教育書である。『イングランド国教会主義』の「序文」において、ベンサムは、国教会に対して「否定的な見解」を抱くに至った経緯について、オックスフォード大学時代の二つの経験を挙げている。すなわち、第1に、「異端」を根拠として大学が「5人のメソヂスト」を除籍したこと、そして第2に、ベンサム自身が卒業に際して、国教会の教義である39箇条を正式受諾することを要求されたこと、である。したがってスコフィールドによれば、ベンサムが国教会批判に本格的に着手した直接的動機は、1811年に設立された「国民協会」の教育システムを批判することであったが、その「起源」は学生時代のこれらの体験に求められるという(172)。

『イングランド国教会主義』の中心的主張は、国教会の国民協会学校では、『聖書』ではなく「アングリカン・カテキズム」のみが教科書として採用されていることへの批判に存した。ベンサムの考えでは、カテキズムは「イエスの宗教」ではなく、教会の過去の統治者によって発明され、現在の統治者によって採用されている「代用宗教」に他ならなかった。したがって、国民協会学校におけるカテキズムの採用は、国教会の教義に同意しない人々が、教育の便益から排除されるか、もしくは「強制的あるいは魅惑的な改宗」によって国教会の支配に組み込まれるかの、いずれかであることを意味した。このような「知的誠実性の侵害」を回避するために、ベンサムは、国民協会学校の門戸は「すべての子供達に対して開かれるべき」こと、そして教科書は、『聖書』に記されている「イエスの教え」に限定され、自由に解釈されるべきことを強調する(176-7)。スコフィールドによれば、これらの政策は、ベンサム自身が学生時代に経験した精神的苦痛を誰も被らないことを保証すると考えられたという(178)。

国民協会学校における「アングリカン・カテキズム」の教化の目的は、ベンサムの見るところ、イングランド国教会の腐敗を、無関心の対象としてのみならず、神聖なものとして正当化することにあった。しかしながら、イングランド国教会の聖職者は、「富、位階、現世の権力」に専ら関心を寄せている点で、あらゆる教会聖職者のなかで最も腐敗していた。とりわけ、高位聖職者である大主教以下の役職者は、貴族院に議席を持ち、税金によって援助されることで、本来の宗教的義務への関心を完全に喪失していた。彼らは、スコフィールドによれば、「自らの利益のために魂の救済を閑職へと転化した」(183)というわけである。このように野心的なイングランド国教会の聖職者の特徴は、宗教的義務を真摯に実行し、腐敗からは自由であったスコットランド教会や非国教会の聖職者とは著しく対照的であった。スコットランド教会や非国教会は、より民主的な教会運営を実施しており、高度な規律を誇っていたからである(184)。

したがって、イングランド国教会の「解体」が目指されることになるが、ベンサムの提起する改革の方法は、「教会の安楽死」という彼の

スローガンに象徴されるように、漸進的であるとスコフィールドはいう。すなわち、高位聖職者を含めて改革の影響を受けるすべての人々が、「確立された習慣、期待、そして所有」に対する損失の感覚を伴わないことが望ましい、というのがベンサムの考えであった。具体的な提言は多岐に渡るが、その基本的な内容は、国家による聖職録保有者の財産の没収は、死亡や退職を待って初めて適切な補償措置とともに正当化される、というものであった。死後や退職後の相続財産の没収は、聖職者の側における損失の苦痛を最小限に減少させ、結果的に、改革の成功の可能性を最大化すると思われたのである。

1822年に仮名で刊行された『人類の現世的幸福に対する自然宗教の影響の分析』(*Analysis of the Influence of Natural Religion on the Temporal Happiness of Mankind*)は、ジョージ・グロートと共同で執筆された。⁵¹⁾スコフィールドによれば、その目的は、国教会の聖職者であるウィリアム・ペイリーの自然神学を批判し、自然宗教が道徳の基礎であるという彼の主張を拒否することであった。ペイリーの考えでは、自然の作品は、神の意志の証拠であるのみならず、その鏡であった。時計の構造がそれを作った知的存在を含意するように、自然の仕掛けは仕掛け人の存在を含意した。そして自然の観察は、神の存在を証明するのみならず、神の善意をも証明していた。というのも、自然の仕掛けは明らかに、有益であることが意図されていたからである。しかしながら同時に、神が人間に「自由意志」を授けて、苦痛と悲惨を引き起こす力を与えたという事実は、人間は自らの価値を証明するために現世に置かれているということを示唆した。自らを有徳であると証明した人間は天国の快樂で報償される一方で、悪徳な人間は地獄の苦痛を受ける。このように、ペイリーにとって、人間の行為の基準は神の意志であり、神の意志を発見する手段は、行為の傾向が一般的幸福を促進するか減退させるかを探求することであったとスコフィールドはいう(188-9)。

51) グロートによって編集・刊行された本書は、実質的な筆者がベンサムかグロートかをめぐって論争がある。クラークやクリミンズがベンサムを実質的な筆者と見なすのに対して、バーマンは「主にグロートの作品」と主張する。M.L. Clarke, *George Grote: A Biography* (London: Athlone Press, 1962), 30-1; J.E. Crimmins, *Secular Utilitarianism: Social Science and the Critique of Religion in the Thought of Jeremy Bentham* (Oxford: Clarendon Press, 1990), 208-10; D. Berman, *A History of Atheism in Britain from Hobbes to Russell* (London: Croom Helm, 1988), 191-2.

なおスコフィールドの見解は、「その作品のスタイルは、ベンサム自身が出版した資料を特徴付けてきたものとは全く異なるものである」と留保を付しつつも、「グロートはその作品の構成についてベンサムの助言に従ってきているように思われるので、少なくとも当面は、ベンサム自身の考えをしっかりと反映したものとしてその作品を扱うことは、不当なこととは言えないだろう」というものである(186-7)。

それに対してベンサムは、自然宗教によって想定されている神が人間の幸福を意志することについて、いかなる根拠も存在しないと主張した。むしろ、そのような神の信仰とその強制は、現世の幸福に対して多大な悲惨を生み出すに違いなかった。というのも、人間が来世で経験する快樂と苦痛は、現世において行為の明確な指導的規則を提供することが出来ないからである。したがって自然宗教の神は、「気紛れで圧制的」な動機を持つ存在として見なされなければならなかった。人間の専制君主と同様に、そのような神は、自らの権力と利益に貢献する人々を好み、そして脅かす人々を憎むであろう。その結果は、神は人間の一般的幸福を減少させる行為を是認し、それを増大させる行為を否認する、ということであった。このような自然宗教の有害な効果は、国教会の聖職者によって一層強化された。彼らは、神の権力を活用しうる「最高の必要性と重要性をもった地位」へと高められ、富と名誉を授与され、そして有益な宗教的義務からは逸脱していたからである。スコフィールドによれば、このようなベンサムの自然宗教批判は、国教会の腐敗を指弾した『イングランド国教会主義』の関心を共有しているという(192)。

さらにスコフィールドは、国教会への攻撃を啓示宗教において展開した著作として、1823年に仮名で刊行された『パウロではなく、イエス』(*Not Paul, but Jesus*)を取り上げる。ここにおいてベンサムは、パウロ書簡を詳細に検討し、国教会はパウロの教えを採用していること、そしてそれはイエスの教えと鋭く対立するものであることを論じた。スコフィールドによれば、ベンサムはしばしば、イエスの教えに対する共

感を表明した。⁵²⁾ 対照的にパウロは、イエスの利己的な使徒であり、イエスの宗教に添加物を加えたのみならず、彼自身の宗教を広めた。パウロの目的は、彼自身の政治的・宗教的な支配を確立することであり、それによって私的野心を満たすことであった、というわけである。スコフィールドによれば、ベンサムはイエスの宗教に対するパウロの表面的転向の事実を疑わなかったが、それが奇蹟の超自然的介入によって引き起こされた結果であるという証拠は存在しなかった。ベンサムの考えでは、パウロは、彼が持っている主張したイエスからの委任状を持っていなかったのである(194)。

スコフィールドによれば、ベンサムの見たパウロとイエスの教えの違いは、具体的には以下のようなものであった。パウロの教えは、道徳を曲解した。彼は、快樂を最も手ごわい相手と見なし、それに敵対した。彼の説教の特徴は、禁欲主義的であった。他方で、イエスは、快樂を与える事柄に害悪を見なかった。イエスは、幸福は快樂から構成されるべきことを知っていた。すなわち、イエスの教えは、功利主義的道徳と両立可能であった。パウロはまた、君主政を唯一の正統な統治形態として支持し、自らが最初の君主たろうとした。他方で、イエスは、代議制民主政を唯一の正統な形態と見なした。実際、ローマ帝国がキリスト教を公式に承認するまでは、初期キリスト教の統治形態は代議制民主政であり、ベンサムによれば、「制度化された教会は皆無」(197)であった。イエスの宗教は制度化されたことで、パウロの宗教へと変質し、墮落した。このようにベンサムは、イエスの教えは制度宗教に対して批判的であり、国教会の啓示宗教はパウロの教えに他ならないことを主張した。したがってスコフィールドによれば、『パウロではなく、イエス』もまた国教会批判の一環であり、ベンサムのイギリス国制への批判は、ここに完結したのである。

52) ただし、シュタイントレーガーによれば、初期ベンサムの宗教についての未刊行の草稿にはイエスを批判する資料も含まれている。(J. Steintrager, "Language and Politics: Bentham on Religion", *The Bentham Newsletter*, 4 (1980), 4-9). なおスコフィールドは、シュタイントレーガーの論文に言及しつつも、未刊行の草稿については特に検討を加えていない。

国制における議会と教会をめぐるベンサムが展開した改革構想を、緻密に描き出す。1804年前後に法律家の利益として発見された「シニスター・インタレスト」は、1809年執筆の『議会改革問答』以降、議会における君主と貴族の同盟関係を指す言葉として適用され、さらに1818年刊行の『イングランド国教会主義』以降、国教会の聖職者の利害をも指すものとして、その射程を拡張していった。その意味で、1810年代を通じたベンサムのイギリス国制批判の展開は、スコフィールドによれば、「シニスター・インタレスト」の観念を法律家から君主と貴族、そして聖職者へと「適用」していく過程であった。膨大な一次資料の分析を通じて行われている丹念な論証は他の研究に類例を見ず、歴史家として、功利主義やベンサムの思想の現代的意義について直接的に語ることを控える彼の禁欲的精神が見事に発揮されているといえよう。

しかも、スコフィールドの研究の意義は、ベンサムの思想の展開過程を単に緻密に跡づけたことに留まるものではない。実のところ、イギリス国制における議会と教会の関係をめぐって、彼は、従来のベンサムの「ユートピア」像を大幅に修正しているのである。従来、ベンサムの思想における議会と教会の関係について、最も包括的かつ標準的な見解を提示したのはクリミンズであった。クリミンズは、ベンサム政治思想の「世俗性」を「反宗教性」として理解する。「究極的には、ベンサムにとって世俗化とは、人間精神に作用して影響を及ぼす心理的要因としての、宗教的信仰の抹殺を意味した」。⁵³⁾ すなわち、宗教なき「世俗的な功利主義社会」(secular Utilitarian society)の実現が、ベンサムにとっての究極的な「ユートピア」であった、というのである。このようなクリミンズの解釈に従えば、『イングランド国教会主義』以来のベンサム宗教論の展開は、「宗教的信仰の抹殺」を究極目的とする理論的活動として位置づけられる。しかしながら、スコフィールドが説得的

に提示したように、ベンサムは、宗教自体ではなく、課税によって支えられる公定の制度宗教に対して反対したのであった。ここに、イギリス国制をめぐる一連の諸著作を通じて探求したベンサムの課題が、宗教なき世俗的社会の実現などではなく、世俗的領域と宗教的領域の相互の自律化にあったことが明らかにされたといえよう。ベンサムの「ユートピア」の実像の解明という点で、スコフィールドの研究は特筆すべき意義を持っている。

ただし、本研究は、膨大な一次資料を駆使して歴史的に再構成しているにもかかわらず、同時代の思想家がイギリス国制における議会と教会の関係をどのように捉えていたのかについては、ほとんど言及していない。議会と教会の関係は、1813年における寛容法の改定を指摘するまでもなく、19世紀初頭のイギリスにおいて重要な争点であった。歴史的手法を採用するのであれば、「ベンサムを彼自身の言葉によって提示することを目的とする」(v) だけでは不十分であり、ベンサムの言葉が同時代の言語慣習のなかでいかなる特質を帯びているのかを分析する視点が不可欠であろう。それでは、議会と教会の関係をめぐるベンサムの改革構想は、同時代の思想家、とりわけ「哲学的急進派」のなかでどのような位置にあったのだろうか。例えば、ベンサムの起草した法案を修正して庶民院に提出したバーデットは自他共に認める「急進派」であったが、彼の議会改革論は「古来の国制」を前提にしたものであった。すなわち、彼の議会改革の目的は、混合君主政の正しい均衡関係を回復することに他ならなかったのである。この点は、同時期のカートライトの議会改革論も同様である。他方で、自然宗教論をベンサムと共同執筆したグロートの宗教論は、ベンサムに

54) ベンサム宗教論の構想を、「寛容」を主題として1810年代の政治的・思想的状況との関連で考察したものとして、小畑俊太郎「ベンサムの宗教論——教会と国家の分離構想」『日本ピューリタニズム学会年報 ピューリタニズム研究』(創刊号、2007年1月)を参照。

53) J.E. Crimmins, *Secular Utilitarianism*, p.294.

比してはるかに反宗教的あるいは無神論的であった。編集過程でグロートが、宗教的「慰め」(comfort)について論及したベンサムの草稿を無断で不採用にし、ベンサムの怒りを買ったことから明らかのように、両者の宗教観は決して同一ではなかったのである。したがって、ベンサムの思想における議会と教会の関係の特徴を同時代の「哲学的急進派」との関連で解明することが、スコフィールドの歴史的研究のさらなる発展に寄与することになるといえよう。⁵⁴⁾

V 国制の改革と公開性

1770年代という初期ベンサムにおいて言語論や存在論が功利の原理といった諸原理を基礎づける方法論になっていたこと、そして1804年頃の「シニスター・インタレストの発見」を契機にしてベンサムの思想が国制論を軸に展開し始めるというのが、スコフィールドの示すベンサム解釈の主要な命題である。本節では後者の国制論の主題化（最大幸福のためのあるべき国制の改革）が後期ベンサムにおいてどのような思想的変容として現われたのか、そしてそれが具体的な制度構想や植民地論といった議論に与えたインパクトはどのようなものであったのかについてスコフィールドの主張をまとめつつ検討してみたい。

55) E. Halévy, *The Growth of Philosophic Radicalism*, 254; J.R. Dinwiddy, *Radicalism and Reform in Britain, 1780-1850* (London: The Hambledon Press, 1992), 273-90. 日本のベンサム研究においてこうした解釈を提示しているものに、西尾孝司『増補 イギリス功利主義の政治思想』八千代出版、1981年がある。

56) この点を強調する解釈として、O. Bendor, *Constitutional Limits and the Public Sphere: A Critical Study of Bentham's Constitutionalism* (Oxford: Intl Specialized Book Service, 2000) や、小畑俊太郎「フランス革命期ベンサムの政治思想」『東京都立大学法学会雑誌』第45巻、第2号、2005年がある。

1

従来、1800年代からの国制論を軸としたベンサムの新たな思想の展開は、初期啓蒙専制君主主義者から後期の急進的民主主義者へという転換図式において捉えられがちであった。とくにジェームズ・ミルとの邂逅、パノプティコン建設やスコットランド司法改革の挫折といった契機を重視するディンウィディをはじめとした通説的見解がそうした解釈を提示している。⁵⁵⁾ しかしスコフィールドは「シニスター・インタレストの発見」という文脈からこの問題を捉え返して転換説を否定し、漸進的な思想の展開として19世紀のベンサムのラディカリズムを描く。1800年代からの国制論の主題化、すなわちあるべき国制への改革というベンサムの野心的な試みは一挙になされたものではなく、既に1770年には見られる萌芽からの漸進的な過程として捉えられるものであり、⁵⁶⁾ その次第を第9章「法典編纂、憲法典、共和主義」で描いている。

スコフィールドによれば、国制に関するベンサムの議論の第1の水脈はブラックストーンの『イングランド法注釈』（1765～1769年執筆）に対する批判として書かれた『注釈の評注』（1774～1775年執筆）やその一部分である『統治論断片』（1776年）、『道徳および立法の諸原理序説』（1780年印刷、1789年出版）といった初期の法学的著作にある。立法権力や執行権力の分析、権力分立の批判などから国制についてのベンサムの関心が窺い知れるという。その意味でベンサムの国制への関心は初期から既に存在していたことができるのだが、初期には国制や主権のあるべき姿についての議論が欠落しているとスコフィールドはいう。

ベンサムが国制に関して具体的に検討し始めるのが1789年の「フランス憲法案」である。この草案ではフランス革命後の統治のあり方について、1院制の議会や成年男女の普通選挙権、「主権の人民への従属」という依存の理論からする制度構想などが提案されている。このようにフランス憲法案作成と前後する時期にベンサ

ムが示した民主政へのコミットメントは初期と後期の断絶という転換論争に初期と後期の一貫性というマクテューゼを巻き起こしながらも、急進的な民主政の提案はイングランドの国制にも妥当するとしつつも、結局のところフランスという特定の国家に対してのみ提案されるものとなった。ベンサムは権力分立への批判的観点は維持しつつ、イングランドの国制改革の主張は取り下げたのである。尤もこの時期に書かれたイングランドの国制改革の内容としては、議会と国王が主権を共有するという点で共和主義的な含意を持たなかったとスコフィールドは纏めている。

国制に関するベンサムの関心の第2の水脈は「完全な法典」を意味する「パノミオン」という法典編纂構想である。「腐敗し、知り得ず、不完全で、恣意的な」コモン・ローに対するベンサムの不満が法典編纂を企図したベンサムの動機であったとされる。ヨーロッパの啓蒙専制君主への刑法典献呈を夢見つつ、1770～1780年代にかけて民法、刑法、訴訟法に関する草稿を書き溜めたベンサムが「完全な法典」に関する著作を初めて世に問うたのはデュモン編『民事および刑事立法論』(1802年)である。コモン・ローのような fictitious law ではなく、「すべてを包括し、『適切な根拠によって正当化された』」法体系を生み出すことを目的にした法典編纂をベンサムは目指し、1808年『スコットランド改革』を執筆する傍らスコットランドに法典編纂を提案したのを契機に中米や合州国、ロシア、ポーランドなどに法典編纂を打診している。

スコフィールドによれば、ロシアでの法典編纂提案が阻まれたことなどの経験がベンサムをして、1817年の夏から1818年の春の間に、あらゆる法改革に必要な前提条件として憲法典の改革が必要であり、パノミオンの導入には国制

的な改革と代議制民主政の確立が不可欠であるという認識に至らしめた。この認識の変化は2院制を前提にした庶民院の「民主的支配」(democratic ascendancy)ではなく、代議制民主政(ベンサムの用語では共和主義も同様の意味となる)の擁護という転換をベンサムに促したのだった。それからのベンサムは「最大多数の最大幸福」を目的とする国民・政府宛の憲法典を編纂することを目指し、実際ポルトガルからは法典編纂の正式な依頼があった。この仕事は結局ポルトガルの政治事情の経過によって実現されないまま終わるが、かくして1820年近くになって、ベンサムは民法典や刑法典よりも憲法典こそが最重要の法典であるとの認識に至ることになる。

2

1804年以降にベンサムが国制を主題的に扱うようになり、1820年近くになってその理想的な国制を「代議制民主政」に見出したことが他の領域の問題を考察する際にどのような影響となって現われたのかを検討しているのが第8章「植民地と憲法典」である。

スコフィールドによれば、18世紀の植民地懐疑主義と19世紀の帝国主義とを繋ぐ人物として「反軍国主義者」ベンサムを描いたウィンチの研究⁵⁷⁾をはじめとして、これまでのさまざまなベンサムの植民地論の研究においては「シニスター・インタレストの発見」と政治的急進主義の点からの考察が欠けていた。スコフィールドの新たな観点からベンサムの植民地論を捉えるならば、植民地の領有が経済的な不利益を母国にもたらし平和を突き崩す要因になると指摘する初期から、植民地の領有が国制に有害な影響を及ぼすことを指摘する後期へという変遷が明確になるという。

ベンサムの初期植民地論が集中して書かれたのは1790年代であり、フランス革命政府に対して植民地の放棄を推奨するという形をとっている。この時期のベンサムの議論は植民地の領有がもたらすのは本国の財政的な負担であ

57) D. Winch, *Classical Political Economy and Colonies* (Cambridge: Harvard University Press, 1965). 杉原四郎・本山美彦訳『古典派政治経済学と植民地』, 未来社, 1975年。

り、無駄な支出にしか過ぎないという経済的な視点からの指摘であった。これには「交易は資本量によって制限される」という原理に依拠して植民地貿易からの利得は貿易に関わる関税をのぞいて存在しないという認識が根拠になっている。植民地放棄の付随的な利点としては、植民地防衛のための海軍への財政支出が不要になり、黒人奴隷問題を解決する糸口になるということや、さらには植民地統治の官職任命権（パトロネージ）によって引き起こされる政治的な腐敗が除去されることも挙げている。

シニスター・インタレストの発見を経て国制論を主題的に扱うようになる後期の植民地論は1820年の春から1822年の春にかけて書かれたスペイン政府への植民地放棄論（『植民地を解放せよの要約』『海外属領を放棄せよ』）に結実する。これらの著作に見られる植民地は本質的に有害なものであるというベンサムの認識はフランス革命期と同様で一貫しているが、後期の植民地に関する議論では2つの問題軸から議論が展開されている点が特徴とされる。第1は経済的な問題、第2は国制的な問題であり、第1の点は植民地の領有が本国の財政負担と人々の税負担増大を帰結するという指摘などで初期と異なる点はあまりないが、後期に加わった新たな観点としてスコフィールドが着目するのが第2の点であり、それは統治者のパトロネージの増大が「反国制的悪」として捉えられ、政治的腐敗から専制に帰着する危険性についてであった。ここでのシニスター・インタレストの形成は立法府と行政府が癒着し、行政府が享受する「統治の甘い汁」に由来し、ベンサムはスペインの憲法草案を逐条的に検討していく。それは腐敗的影響の制度的歯止めには始まり、植民地の代表選

出の問題、選挙時期の問題、議会における時間の浪費、潜在的な専制という問題に関連している。ここでは植民地の問題が国制という視点から捉えられているのだが、植民地放棄から得られる利益として、ベンサムが挙げるのが母国スペインと植民地との言語、宗教、法律、慣習の共通性という点での通商の容易さである。それに対して、植民地の領有から利益を得る人々として、少数の支配者、すなわち国王とその取り巻き、聖職者、公債者というシニスター・インタレストの主体が挙げられている。かくしてベンサムの後期の植民地論が国制との関連で捉えられていることは明白だとスコフィールドはいうのである。

ベンサムの植民地論の変遷が手際よくまとめられているとあってよいが、ウィンチやボラレヴィ、ピッツ、ホーゲンセンが問題にしたベンサムの植民地領有批判と植民容認のブレ（「両義性」「矛盾」）について、^{58）}スコフィールドは経済的および国制的な点で植民地が不利益をもたらさない歴史的事実がある場合にだけベンサムは植民および植民地の領有を容認したという。そもそもベンサムが最初に植民を容認したのは『最高価格の擁護』（1801年）においてであり、そこでは本国における過剰人口圧力の緩和からの植民が説かれ、また原住民の支配者が統治に適していないような土地への植民が容認されている。また1829年6月に書かれた『植民地を解放せよ』の補遺において「ブリテン帝国の市民」として植民を容認するベンサムの（矛盾するとされる）発言や、『憲法典』（1830年）において孤児などを国外へ植民させてよいとする主張がある。スコフィールドによれば『最高価格の擁護』における植民容認論は1804年のシニスター・インタレストの発見以前のことであり、国制的な観点がなく、ただ人口圧力と資本の過剰供給の解消という点で植民を容認したに過ぎず、1830年頃の植民容認論も高い貧困率、農業不安、過剰人口への悲観的観測という社会的背景があつての言及に過ぎないという。ベンサムの植民容認論の最も詳細な検討

58) L. Boralevi, *Bentham and the Oppressed* (Berlin: Walter de Gruyter, 1984); J. Pitts, "Jeremy Bentham: Legislator of the World?" in eds. B. Schultz and G. Varouxakis, *Utilitarianism and Empire* (Lanham, Md.: Lexington Books, 2005), 57-92; G. Hoogensen, *International Relations, Security and Jeremy Bentham* (London: Routledge, 2005).

は1831年に書かれたオーストラリアへの植民提案である。これは公刊されずに草稿にとどまったものであるが、そこでは植民による利益として、第1に移民の当事者が本国での困窮から逃れ、植民地で富裕を享受できること、第2に本国の住民が困窮から救われること、第3に移民に教育が施されること、第4に本国の生産物市場が拡大すること、第5に植民会社の株主が投下した資本から利益を享受できることが挙げられている。ウィンチをはじめ、多くの現代の解釈者はベンサムのこうした態度を両義的なもの、あるいは矛盾するものとして論じるが、スコフィールドはベンサムの植民地に対する態度は一貫していることを強調する。1831年の植民案は「植民会社」という合資会社による植民事業であるため、本国の財政負担といった経済的利害の点で問題はなく、政治的腐敗の影響も起こらず、植民後100年も経たないうちに代議制民主政の確立がなされるであろうという見通しの上に植民が容認されているに過ぎない。英領インドが典型的なように、一定の経済的・政治的・社会的条件を満たせば植民や植民地は容認されるということは、法典が各国の諸事情に修正を加えられるのと同様に、植民地の経済的・国制的諸事情に対してベンサムが敏感な感受性をもっていたからだというのである。

このようなスコフィールドの解釈はベンサムの未公刊の草稿から公刊された著作までを丹念に追った結果として、たいへん説得力がある。ただし国制論の主題化ともいうべき論点に拘泥するあまり、幾つかの論点が欠落してしまっている。例えばウィンチ⁵⁹⁾が指摘する『最高価格の擁護』末尾「不作と稀少性に対するラディ

カルな救済策」における議論がそうである。そこでベンサムは人口と資本が植民地に流出することは本国にとって損失であるとしつつ、食糧難を緩和し、利子率の逡減が抑制される場合には植民地は「救済」になるというのであるが、これはそれまでの植民地批判の経済学的論拠であった「資本以上に交易はない」だけでは植民地の問題を考察するのに不十分であることをベンサムが自覚したことを示すものである。⁶⁰⁾ さらに合資会社として植民事業を請け負う植民会社のアイデアが一種のパノプティコンモデルであることも重要であり、検討の余地を残している。

また1831年の植民案がウェイクフィールドの影響から書かれていたことをスコフィールドはあまり重視しない。むしろ1831年の植民案がウェイクフィールドの組織的植民の議論に刺激を受けて、それへのサポートとして書かれたことは指摘されているが、問題はより原理的なレベルに関わっている。すなわちベンサムが労働の充用は資本による制限だけであるとしていた見解をウェイクフィールドに誤りとされ、労働の充用には生産や余剰生産を処分する市場などの種々の制限もあるということを論され、それが植民に関する草稿執筆に繋がったと考えられるからである。⁶¹⁾ この点はスコフィールドのベンサム解釈のアプローチが非常にテキスト内在的で同時代的な文脈を考慮に入れることがほとんどないという問題を浮き彫りにしている。

3

第11章「シニスター・インタレストへの対策：公職適性」で考察されるのは特定の集団や個人の利益のみを追求し、社会の改革を阻む勢力として捉えられるシニスター・インタレストへの対策である。これは社会の幸福を配慮すべき立場の人間が自己利益を追求することによって生じさせる問題とも言える。シニスター・インタレストにまつわる問題を回避する手段は自身の最大幸福を追求する統治者に社会の幸福を配慮

59) D. Winch, *Classical Political Economy and Colonies*, 31-32. 邦訳、68-69 ページ。

60) またベンサムの植民地論の素描として、板井広明「功利主義と植民地—ベンサムの植民地論—」音無通宏編著『功利主義と社会改革の諸思想』中央大学出版部、2007年所収参照。

61) ウェイクフィールド『イギリスとアメリカ』日本評論社、第3巻、1948年。

させるような制度的枠組みを整えることである。ベンサムの言葉では、①「利益結合指示原理」(Junction-of-interests prescribing principle)によって、②「最大幸福原理」と③「自己優先原理」を調停する必要がある。1770年代から既に明確な形で存在していた①と②の原理に対して、漠然と存在はしていた③の原理は「シニスター・インタレストの発見」以降に新たな意義を与えられたとスコフィールドはいう。

憲法典の目的は統治者の利益を被治者の利益に一致させることにある。「公職適性の最大化」と「公職費用の最小化」によって幸福を増大させ、悪を減少させることが目指される。前者の「適性」には道徳的適性、知的適性、活動的適性の3者があるが、「適性」概念は1809～1810年の議会改革に関する論考に初出し、1820～1822年のスペインに関する論考において精緻化され、1822年の『公職に適用される経済性』で整えられたという。スコフィールドはこの3種の「適性」概念の前史として、1788年のフランス革命関連の著作において代議士が公共の利益に配慮するという「誠実性」と「才能」という概念に着目し、さらに1789年秋に権力分立を批判した著述のなかで、統治者に必要な資質として「知性、力、性向」の3つを挙げている。⁶²⁾ こうした諸概念が「適切な誠実さ」「適切な知的適性」「適切な活動的才能」という「公職適性」概念の内実へと練り上げられるのであった。

かくして公職適性の観点から統治機構は整備

される。社会の普遍的利益に合致するよう選任(the Constitutive)権力は普通選挙によって有権者に従属し、立法権力は選任権力に従属する。立法権力の従属は解職の可能性、法的処罰の可能性、非法的処罰の可能性により、そして道徳的適性のための安全策には、シニスター・インタレストを追求する「力」に作用する「直接的な」ものとして①権力・権限の最小化、②公金の最小化、③給与の最小化、④見せ掛けの威厳や名誉の称号の廃止と、シニスター・インタレストを追求する「意思」に作用する「間接的な」ものとして⑤法的責任の最大化、⑥道徳的責任の最大化がある。とくに責任の最大化には「公開性」の原則が貫徹している必要があることや、「一局一人制」の採用、さらに知的適性の確保のために公務員試験制度の導入、毎年選挙や男子普通選挙権の規定といった選挙制度のあり方など、具体的な制度の提案を詳細にスコフィールドは論じる。

これらの公職に関わる制度は代議制民主政のもとでのみ適切に機能し、かつその鍵は「公開性」にある。この点を論じた章が第10章「公開性、責任、統治の建築」である。1820年代以降のベンサムの議論を検討したものには例えばローゼンのように代議制民主政に焦点を絞った研究や、⁶³⁾ ヒュームのように官僚制という観点から後期ベンサムの思想を検討しているものがあるが、⁶⁴⁾ スコフィールドの議論はより具体的な制度論に向けられている。公開性の制度特性は出版の自由、公的議論の自由、統治者の(説明)責任などを媒介に機能を発揮するものと捉えられていて、公開性と開かれた議論を保障するのは自由な国であり、秘密を主義とするのは専制的な国であるという1788～1789年の言及もあるように、公開性という問題についてのベンサムの議論は相当初期の段階から始まっている。

ブラックストーンやペイリーに見られるように、統治を建築の比喩で語ることは18世紀においては一般的であった。ベンサムがそうした比喩を比喩で終わらせずに物理的な空間編成に

62) ただしこれらは人間の行為一般に影響を与える諸事情として勘案されてもいるものであり、被治者の犯罪と統治者の失政への対策として構想されていた間接立法論においても、同様の枠組みが適用されている(J. Bentham, Bentham papers in the Library of University College London, Box. lxxxvii, 2-4, xcix, 110, xcix, 118).

63) F. Rosen, *Jeremy Bentham and Representative Democracy: a Study of the Constitutional Code* (Oxford: Clarendon Press, 1983).

64) L.J. Hume, *Bentham and Bureaucracy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981).

適用したのは、それがよき統治を実現するのに不可欠なものであったからであるとスコフィールドはいう。検討の対象になっているのは大臣の謁見室、パノプティコン型監獄、法廷である。大臣の謁見室についてベンサムは『憲法典』で執拗なほど詳細に建築上の指示を出している。例えば、首相のもとに13人の大臣がいる建物はクレセント形で設計され、首相の部屋は中央に位置し、各大臣室は「会話チューブ」で繋がれ、ボックスと滑車による書類の送付が行なわれる。また多角形の大臣室は周囲を待合室に囲まれ、待合室からはオフィスの公的な部分をすべて見、聞くことができる。同様に、法廷や議会なども公開性が貫徹するように証拠の開示や手続きの公開、建築物そのものの公開を保障する建築学的アレンジによって行為者を外部に可視化し、さらには相互監視の状態にすることで普遍的利益の実現を企図する。このような具体的な制度の次元に着目するのがスコフィールドのベンサム解釈の一つの特徴をなしている。

公開性を貫徹させた諸制度において重要な役割を果たすのが「世論法廷」である。これもシニスター・インタレストの発見後、世論の制度的基礎として主張されるようになった概念であるとスコフィールドはいう。世論法廷は法廷の審理に依拠したモデルではあるが、自発的な個人の非公式な集合で非制度的なものである。スコフィールドによれば、世論の力や効果に対するベンサムの見解は『統治論断片』から晩年まで揺るがず、『憲法典』では一層強力に打ち出された。

ただし世論は無謬のものでは有り得ないから、世論法廷もそうした誤謬から逃れることはできない。世論を誤らせる「妄想」の源泉は4つある。①シニスター・インタレスト、②利害を隠蔽する偏見（例えば支配者は優れた人間であるということを繰り返し人々に教え込む）、③権威に存在する偏見（例えば、アメリカが2院制を採用したのは議員制度の権威である英国がそうであったから）、④知的脆弱さ・無知である。ベンサムはしかしこのような誤謬の源泉がある

にもかかわらず、世論は日に日に啓蒙されると確信していたとスコフィールドはいう。なぜならば真理の隠蔽や誤謬の存続には多大な努力が必要であるから、隠蔽などは無駄な行為になるということが第1にある。第2に公開性は妄想やシニスター・インタレスト、失政を克服する手段なので、公開性による情報の増大は世論の質を高め、政治的改革を促進するとベンサムは捉えていたという。世論は意見が見出され、書かれ、印刷され、流通する過程を経て形成されるが、新聞は規則的なものなので人々の注意を絶えず喚起するから、世論の形成において新聞は重要な役割を演じるとされる。出版全般が重要であるのは、人々のリテラシーの問題にも関わっている。普通選挙権とリテラシーをリンクさせて、上で触れた④知的脆弱さの点からの妄想の影響を減少させようとベンサムは考えていたのである。したがって世論は誤謬を免れないが、公開性の制度的保障が世論を正しい方向へ導くという点が重要であることをスコフィールドは強調している。

4

以上のような、公開性を軸にしたベンサムの具体的な制度構想のまとめは、それ自体はおそらく当を得たものであろう。著者は淡々とベンサムの思索を跡づける。ベンサムのラディカリズムのターニングポイントとしての1804年のシニスター・インタレストの発見と、1817～1818年の代議制民主政の採用という点⁶⁵⁾は後期ベンサムの思想を考える上で重要な論点であり、この点を指摘したスコフィールドの研究はこれからのベンサム研究のあり方を大いに規定するだろう。

しかし1804年頃のシニスター・インタレス

65) 戒能は後期ベンサムの民主政に関する議論の展開時期を、1809～1810年に加え、1822年の『公職に適用されるべき経済性』論文に見ている（戒能通弘「世界の立法者、ベンサム」『同志社法学』第51巻、第3号、2000年、134-135ページ）。

トの発見という評価軸に重点を置き過ぎていることは、ベンサムの広範な問題関心を矮小化してしまう恐れがあるし、何より評価軸が少ないために、詳細な事実はおさえているものの、評伝的色彩が強くなり、ベンサムの豊穡な思想を捉え損ねてしまうことにも繋がりがかねない。例えば公開性の制度が世論の誤謬を適切に補正するという側面と公衆の監視によって政府関係者の責任の明確化をはかる側面をもつものである点について、スコフィールドは統治者と被治者のダイナミックな関係性がそこに読み取れると確かに指摘しているが、自身の解釈枠組みを提示しない。そこに研究者の学問的禁欲を見ることもできよう。しかし公衆と公開性の制度、統治者との関係を整理することでベンサムの統治構想をより明確なものにすることができるのではないだろうか。

またスコフィールドは、ベンサムが「シニスター・インタレストの発見」以降、諸制度の構想や法典編纂、植民地論などに国制論の視点を加え、具体的で詳細な統治の構想や代議制民主政の導入を目指したという。しかし1770年代から晩年までのベンサムの思想の枠組みがそれほど変容しているとも思えない。公開性の強調をはじめとして、出版の自由や公的議論の有用性、法典編纂のアイデアなどのほとんどは1770年代から1790年代の著作にほぼ出揃っているからである。⁶⁶⁾ スコフィールドのいうように漸進的な展開過程ということが適切なのか、その時々単なる政治的立場の変化とだけいえばよいのかという疑問は残る。

さらにパノプティコンについて、スコフィールドが重要視していない点も疑問である。これ

は彼の考察対象が国制という視点に限定されたゆえのことでもあるが、国制論で展開されるほとんどのアイデアはパノプティコンで取り上げられている原理の応用なのであって、パノプティコンを主題的に論じないのは些か奇妙に映る。つまり後期の国制に関する主要なアイデア、すなわち帳簿・証拠・法廷・大臣室・議会などの公開は、パノプティコン原理に既に見られるのであるから、この点を強調しないのは腑に落ちない。

パノプティコンは永井義雄が指摘するように、⁶⁷⁾ 建築原理と管理経営原理という2つの側面をもっている。建築原理、つまり一望監視装置としてのパノプティコンはフーコーが問題にしたような空間の配置によって権力が効率的に作用するような仕組みをもち、管理経営原理としてのパノプティコンは帳簿の公開による効率的な管理や資源配分を行なう仕組みをもつ。これらは公開性（透明性）を媒介にして通底しているが、公開性の重視という後期ベンサムの思想はパノプティコン原理の応用という側面を大いに含むものと言えるのである。そうすると、ベンサムの思索の漸進的な進展はシニスター・インタレストの発見に限定していく必要はなく—もちろんスコフィールドが着目したこの「発見」は重要であるが—、幾つかの局面が考えられるだろう。例えば管理経営原理という点で、パノプティコン（1780年代後半）、全国慈善会社（1790年代後半）、1831年の植民提案は1本の線で繋がっていることを指摘できるように、スコフィールドが提示した草稿レヴェルでのベンサムの思考の変遷を含めたさまざまなトピックを整理して、より豊穡なコンテクストに置き換え、その思想的意義を明らかにしていくことが今後のベンサム研究の課題になるであろう。

66) 板井広明「初期ベンサムの統治構想—開明の立法者と公衆—」日本イギリス哲学会編『イギリス哲学研究』第21号、1998年：O. Ben-Dor, *Constitutional Limits and the Public Sphere*：小畑俊太郎「フランス革命期ベンサムの政治思想」などを参照。

67) 永井義雄『イギリス思想叢書7 ベンサム、112-116 ページ。

(執筆者所属)

深貝 保則 横浜国立大学経済学部教授
高島 和哉 早稲田大学大学院社会科学研
究科在学
川名雄一郎 ユニヴァーシティー・コレッジ・
ロンドン公共政策研究科・政
治科学研究科 (School of Public

Policy/Department of Political
Science, University College
London) 在学
小畑俊太郎 法政大学・聖学院大学 非常勤
講師
板井 広明 関東学院大学・明星大学・文化
服装学院非常勤講師